



刑事第一審訴訟事件の概況

本章においては、「1 刑事通常第一審事件の概況」において、平成24年の地方裁判所における刑事通常第一審事件¹の主要な統計データを示して刑事通常第一審事件全体の概況を示し、「2 否認事件の審理期間等の概況」において、否認事件の主要な統計データを示すとともに、証人尋問や被告人質問と審理期間²等との関係を分析する。また、刑事通常第一審事件の審理期間等の動向をみるため、新たに「3 経年推移」を設け、事件数、平均審理期間、平均開廷回数等について、その推移等について分析する。

公判前整理手続については、「4 公判前整理手続の概況」において、その概況を示す。

裁判員裁判については、平成21年5月21日の制度施行後3年余りが経過し、多数の事件が終局したことから、その実施状況を分析して評価することが一定程度可能となった。そこで、「5 裁判員裁判の実施状況」においては、裁判員裁判の手続の流れを説明した上で、その公判前整理手続及び公判審理の期間について分析する。

1 刑事通常第一審事件の概況

平成24年における刑事通常第一審事件の終局人員は、5万6734人である。

平均審理期間は、3.0月であり、その内訳は、受理から第1回公判期日までの期間が1.6月、第1回公判期日から終局までの期間が1.4月である。全体の75.9%の事件は3月以内に終局しており、審理期間が1年を超えるものは1.6%（921人）、2年を超えるものは0.2%（141人）である。

審理の状況をみると、平均開廷回数は2.7回であり、8割を超える事件が3回以内に終局している。また、平均開廷間隔（受理から終局まで）は1.1月、平均取調べ証人数は0.8人、否認率は8.8%、弁護人選任率は99.4%、通訳人を付した事件の割合は4.2%である。

平成24年の地方裁判所における刑事通常第一審事件の審理の概況は、【表1】のとおりである。

¹ ここでいう刑事通常第一審事件とは、通常の公判手続による訴訟事件をいい、略式事件を含まない。

² 審理期間とは、これまでの報告書と同様、事件の受理の日から終局の日までの期間（併合事件がある場合は、最初の事件を受理した日から終局までの期間）をいう。多くの事件では、起訴状を受理した日から判決宣告までの期間である。

〔表1〕 刑事通常第一審事件の概況データ

	通常第一審全体	
	うち裁判員裁判対象事件	
終局人員	56,734	1,526
平均審理期間(月) ※1	3.0	9.2
受理から第1回 ※2	1.6	
第1回から終局 ※3	1.4	
2年超の事件の割合(%)	0.2	1.8
平均開廷回数(回) ※4	2.7	4.5
平均開廷間隔(月)(受理から終局まで)	1.1	
※5 (第1回から終局まで)	0.5	
平均取調べ証人数(人)	0.8	3.0
平均証人尋問公判回数(回) ※6	1.2	2.0
平均被告人質問公判回数(回) ※7	1.1	1.8
否認率(%)	8.8	45.5
弁護士選任率(%)	99.4	100.0
国選弁護士選任率(%) ※8	85.1	86.6
私選弁護士選任率(%) ※8	17.8	19.1
外国人(要通訳)率(%)	4.2	9.6
鑑定実施率(%)	0.3	5.2
検証実施率(%)	0.1	0.3

- ※1 平均審理期間は、民事第一審訴訟事件と同様の方法により(前掲11.1脚注3を参照)算出している(ただし、期間の区分については、民事第一審訴訟事件とは異なり、1月以内・2月以内・3月以内・6月以内・1年以内・2年以内・3年以内・3年を超えるものの8区分である。)
- ※2 受理から第1回公判期日までの平均期間は、受理から終局までの平均審理期間から、第1回公判期日から終局までの平均期間(算出方法については※3を参照)を控除して算出している。
- ※3 第1回公判期日から終局までの平均期間は、※1と同様の方法により算出している。したがって、同期間は、最短であっても0.5月となる。
- ※4 開廷回数とは、これまでの報告書と同様、実質審理(冒頭手続、証拠調べ手続、弁論手続又は判決宣告手続)を行った公判期日の開廷回数のほか、証拠調べを実施した公判準備期日の回数を含むものであり、平均開廷回数とは、公判を開いた被告人1人当たりのものをいい、移送など公判が開かれずに終局した事件については、平均開廷回数を算出する対象事件から除外した。
- ※5 平均開廷間隔とは、受理から終局までの平均審理期間を平均開廷回数で除したものをいう。
- ※6 平均証人尋問公判回数は、証人尋問が実施されずに終局した事件は除外して算出した。
- ※7 平均被告人質問公判回数は、被告人質問が実施されずに終局した事件は除外して算出した。
- ※8 国選弁護士と私選弁護士が同時に選任された事件や国選弁護士が解任された後に私選弁護士が付いた事件(その逆の場合も含む。)は、「国選弁護士選任率」及び「私選弁護士選任率」の双方に計上されているため、両者の合計は「弁護士選任率」を上回っている。

(主要罪名別終局人員)

主要罪名別の終局人員数を示した【表2】によれば、一般刑法犯では、窃盗が最も多く（1万0510人）、次いで、業務上・自動車運転過失致死傷（5092人）、詐欺（4377人）、傷害（3441人）の順となっている。特別法犯では、覚せい剤取締法違反が最も多く（1万0564人）、次いで、道路交通法違反（6589人）、出入国管理及び難民認定法違反（498人）の順となっている。重大事件では、強盗・同致死傷が912人、（集団）強姦・同致死傷が405人、殺人が329人、傷害致死が182人、現住建造物等放火が138人の順となっている。なお、裁判員裁判対象事件の終局人員は、強盗・同致死傷が366人³、殺人が324人、傷害致死が181人、現住建造物等放火が137人、覚せい剤取締法違反が130人⁴、（集団）強姦・同致死傷が119人⁵の順となっている。

平成24年の終局人員は、平成22年よりも合計で約6100人減少し、罪名別では、出入国管理及び難民認定法違反の減少が目立つほか、一部の重大事件にも減少がみられるが、（集団）強姦・同致死傷や傷害致死はやや増加している（第4回報告書概況編111頁【表2】参照）。

【表2】 主要罪名別終局人員

	窃盗	業務上・自動車運転過失致死傷	詐欺	傷害	強盗・同致死傷	恐喝	（集団）強姦・同致死傷	業務上横領	殺人	傷害致死	現住建造物等放火	贈・収賄	その他刑法犯	覚せい剤取締法違反	道路交通法違反	出入国管理及び難民認定法違反	税法違反	銃砲刀剣類所持等取締法違反	公職選挙法違反	その他特別法犯
通常一審全体	10,510	5,092	4,377	3,441	912	777	405	386	329	182	138	62	8,042	10,564	6,589	498	266	205	11	3,948
うち裁判員裁判対象事件	1	1	-	9	366	1	119	-	324	181	137	-	200	130	1	-	1	2	-	53

※ 起訴罪名と認定罪名が異なる場合や罰条変更等の場合は、裁判員裁判対象事件の罪名と異なる罪名であっても、裁判員裁判対象事件として計上される。

³ 強盗は、裁判員法2条1項各号に該当する事件ではないが、【表2】の「強盗・同致死傷」には、裁判員法2条1項各号に該当する事件で起訴され、認定罪名が強盗で終局した事件（4人）が含まれる。

⁴ 【表2】の「覚せい剤取締法違反」のうち、営利目的輸入・製造のみが、裁判員裁判対象事件に該当する。

⁵ 強姦は、裁判員法2条1項各号に該当する事件ではないが、【表2】の「（集団）強姦・同致死傷」には、裁判員法2条1項各号に該当する事件で起訴され、認定罪名が強姦で終局した事件（3人）が含まれる。

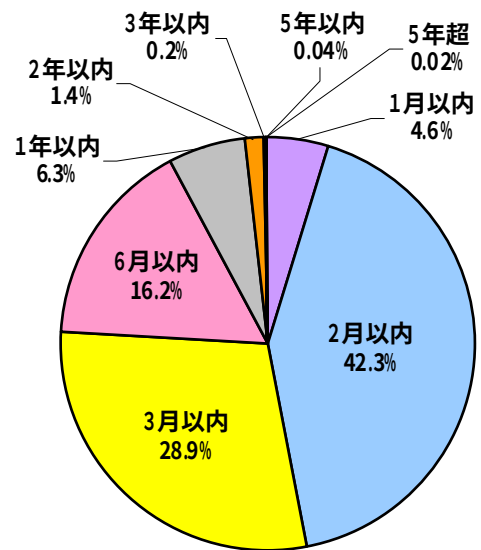
（審理期間）

平均審理期間は3.0月であり、平成22年とほぼ同様である。平均審理期間の内訳は、受理から第1回公判期日までの期間が1.6月、第1回公判期日から終局までの期間が1.4月である（【表1】）。なお、裁判員裁判対象事件の平均審理期間は、刑事通常第一審事件全体の平均審理期間と比較すると長くなっているが、これは、刑事通常第一審事件の94.1%が単独事件であるのに対し、裁判員裁判対象事件は重大事件に限定されており、また、その否認率は、刑事通常第一審事件と比べて著しく高いこと（刑事通常第一審事件全体では8.8%であるのに対し、裁判員裁判対象事件ではその5倍以上の45.5%である。【表1】）等の事件の性質や、裁判員裁判対象事件は、必ず公判前整理手続に付される上、裁判員等の選任のために一定の期間を要することという手続構造上の違い等によるためである。

審理期間の分布を示した【図3】によれば、75.9%の事件が3月以内に終局しており、審理期間が1年を超えるものは1.6%（921人）、2年を超えるものは0.2%（141人）である（平成22年は、76.2%が3月以内に終局し、審理期間1年を超えるものは1.5%（920人）、2年を超えるものは0.1%（69人）であった（第4回報告書概況編112頁【図3】参照）。）。

明白軽微な事件の迅速な処理を目的とする即決裁判手続制度が平成18年10月2日から施行され、同手続の申立てがあった事件は、できる限り起訴から14日以内に公判期日を定めて即日判決の言渡しをしなければならないこととされている。平成24年の同手続による終局人員は1389人であるが、その内1387人（99.9%）が1月以内に終局している。即決裁判手続により審判された事件は終局人員全体の2.4%に当たり、即決裁判手続で審判された事件を除いた事件の平均審理期間は、平成22年と同様、3.1月である。

【図3】 審理期間の分布



（開廷回数）

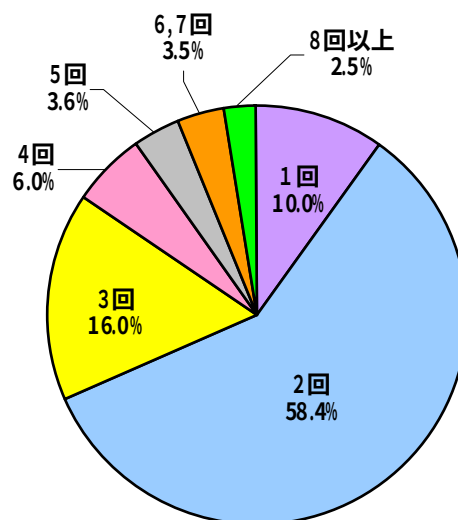
平均開廷回数は2.7回（【表1】）であり、平成22年とほぼ同様である。なお、裁判員裁判対象事件の平均開廷回数は4.5回（【表1】）であり、刑事通常第一審事件全体よりも1.8回多い。

開廷回数の分布を示した【図4】によれば、開廷回数2回の事件（その多くは、1回の公判審理で弁論終結し、次回期日に判決を宣告するもの。）が最も多く（58.4%）、以下、開廷回数3回の事件（16.0%）、開廷回数1回の事件（10.0%）。そのほとんどが、1回の公判審理で弁論終結し、その日に判決を宣告するもの。）の順となっている。8割を超える事件が3回以内で終局していることは平成22年と同様である（第4回報告書概況編113頁【図4】参照）が、開廷回数1回の事件は減少している。

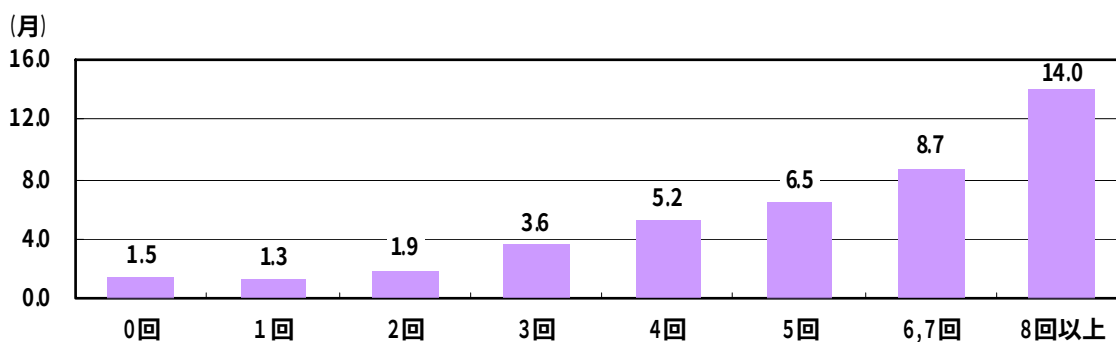
また、開廷回数別に平均審理期間を示した【図5】によれば、平成22年と同様、開廷回数が多いほど平均審理期間が長くなっている。

さらに、審理期間別に平均開廷回数を示した【図6】によれば、おおむね審理期間が長いほど開廷回数が多くなっているが、5年を超える事件についてのみ、大きく開廷回数が減少している。これは、5年を超える事件の終局人員の一定数が、被告人の逃亡、所在不明等により、長期間、開廷することができなかったため、審理期間に比して開廷回数が大きく減少したことによるものと思われる。

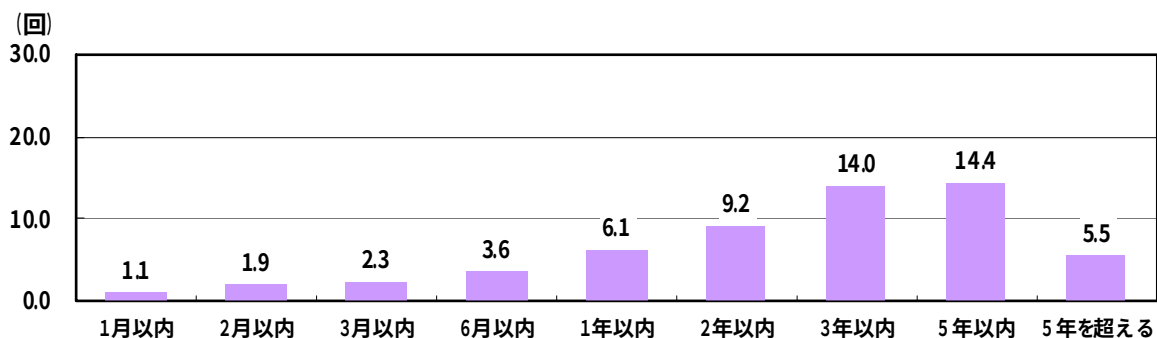
【図4】 開廷回数の分布



【図5】 開廷回数別平均審理期間



【図6】 審理期間別平均開廷回数

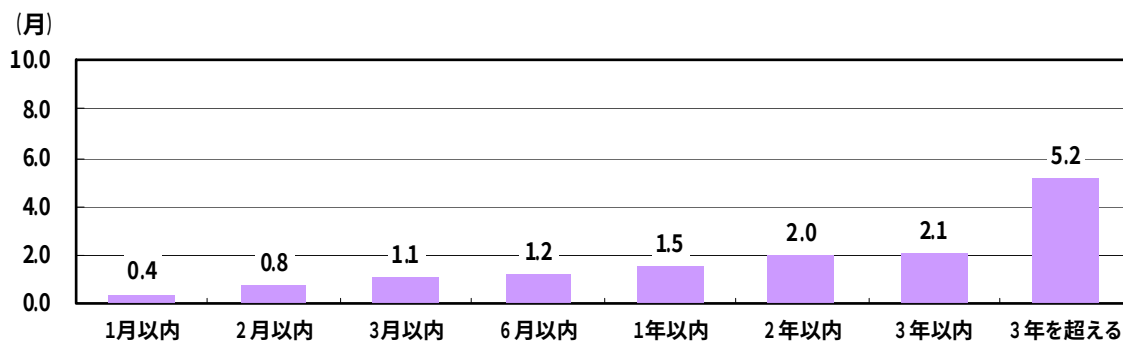


(開廷間隔)

平均開廷間隔は、受理から終局までの間で1.1月、第1回公判期日から終局までの間で0.5月となっており（【表1】）、平成22年とほぼ同様である。

審理期間別に平均開廷間隔を示した【図7】によれば、平成22年と同様、審理期間が長い事件ほど平均開廷間隔が長くなっている（第4回報告書概況編114頁【図7】参照）。なお、審理期間が3年を超える事件の平均開廷間隔（5.2月）が長くなっているが、これは、3年を超える事件の終局人員の一定数については、被告人の逃亡、所在不明等により、長期間、開廷することができなかったため、開廷回数が大きく減少し、それによって開廷間隔が伸びたことによるものと思われる。

【図7】 審理期間別平均開廷間隔



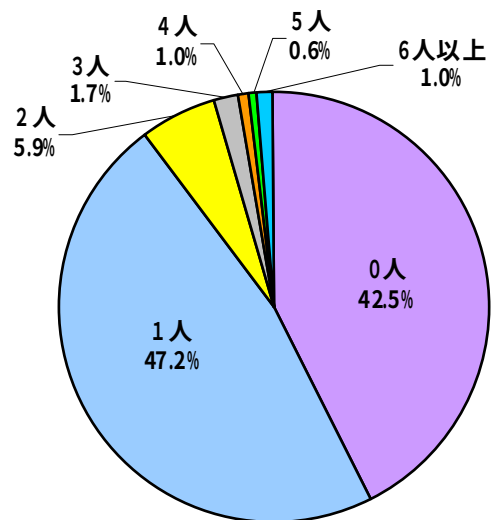
（取調べ証人数⁶）

平均取調べ証人数は0.8人であり（【表1】）、平成22年と同様である。なお、裁判員裁判対象事件では、平均取調べ証人数は3.0人（【表1】）であり、刑事通常第一審事件全体よりも、2.2人多い。

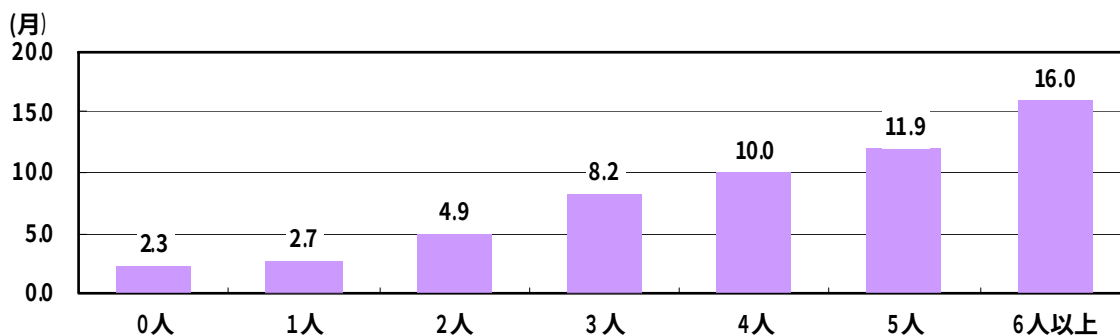
また、取調べ証人数の分布を示した【図8】によれば、証人調べが実施された事件は全体の6割弱である。証人1人の事件が最も多く、全体の約5割弱となっている。取調べ証人数の分布及び割合は、平成22年とほぼ同様である。

取調べ証人数別に平均審理期間を示した【図9】によれば、取調べ証人数が多い事件ほど平均審理期間が長くなっており、この点も平成22年と同様である。

【図8】 取調べ証人数の分布



【図9】 証人数別平均審理期間



（否認率）

起訴された事実（公訴事実）の全部又は一部が否認され、あるいは公訴事実は認めるものの正当防衛等の犯罪の成立を妨げる事情や過剰防衛等の刑の減免事由が主張される事件（否認事件）の比率（否認率）は、8.8%（【表1】）であり、平成22年に比べて1.6%増加している（第4回報告書概況編110頁【表1】参照）。なお、裁判員裁判対象事件では、否認率は45.5%（【表1】）であり、刑事通常第一審事件全体の5倍以上となっている。その理由としては、裁判員裁判対象事件は重大事件であるため、被告人側が公訴事実を争うことが多いことが考えられる。

⁶ 取調べ証人数とは、検察官若しくは弁護士（被告人を含む。）の請求により又は職権で取り調べられた人証の合計数をいう。

（弁護士選任率）

弁護士選任率は、99.4%であり、平成22年とほぼ同様である。内訳は、国選弁護士が85.1%、私選弁護士が17.8%となっており（【表1】）、平成22年と比較して大きな変化は見られない。なお、裁判員裁判においては、制度上弁護人の選任が義務づけられているため（刑事訴訟法289条1項）、弁護士選任率は100%である（【表1】）。

（通訳人を付した事件の割合）

被告人が日本語に通じない者であるために通訳人を付した事件の割合（要通訳率）は4.2%であり（【表1】）、平成16年の13.5%、平成18年の9.4%、平成20年の6.5%、平成22年の5.2%から更に減少している。要通訳率の減少については、退去強制の事由の追加や出国命令制度の活用等、出入国管理行政の見直しによる出入国管理及び難民認定法違反被告事件の大幅な減少が関係しているものと指摘されていたが（第3回報告書概況・資料編119頁）、その後も、そのような傾向がなお継続していることがうかがわれる。なお、裁判員裁判対象事件では、要通訳率は9.6%（【表1】）であり、刑事通常第一審事件全体の約2.3倍となっている。

（鑑定，検証）

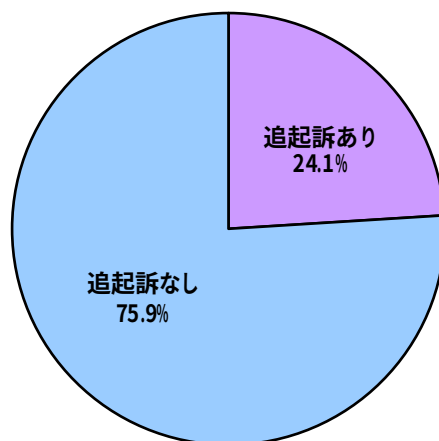
鑑定実施率は0.3%、検証実施率は0.1%であり（【表1】）、平成22年より若干増加しているものの、大きな変化は見られない（第4回報告書概況編110頁【表1】参照）。なお、裁判員裁判対象事件においては、鑑定実施率は5.2%、検証実施率は0.3%であり、いずれも刑事通常第一審事件全体より実施率が高い。

（追起訴）

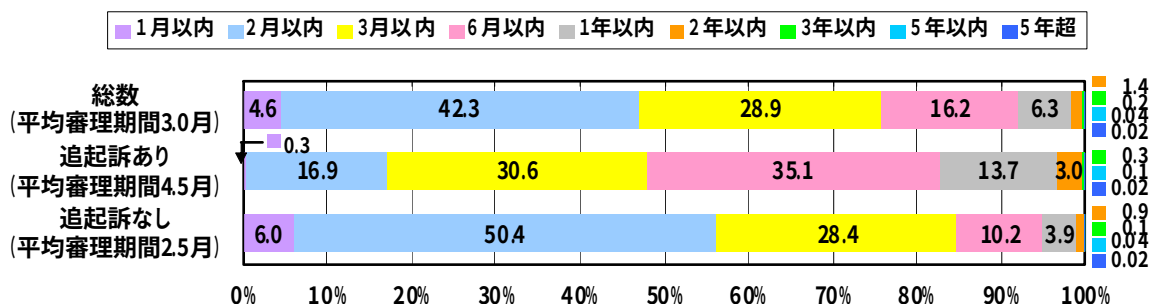
既に起訴されている被告人について、同一の裁判所に別の事件を追加して起訴する、いわゆる追起訴のあった事件の割合は、【図10】のとおりである。刑事通常第一審事件のうち24.1%（1万3660人）の事件について追起訴がなされており、その割合は、平成22年とほぼ同様である（第4回報告書概況編116頁【図10】参照）。

追起訴の有無別に平均審理期間及び審理期間の分布を示した【図11】によれば、追起訴のある事件の平均審理期間は、追起訴のない事件より2.0月長くなっている。また、追起訴のある事件では、審理期間が3月を超える事件の割合が52.2%と相当高くなっている。

【図10】 追起訴の有無別割合



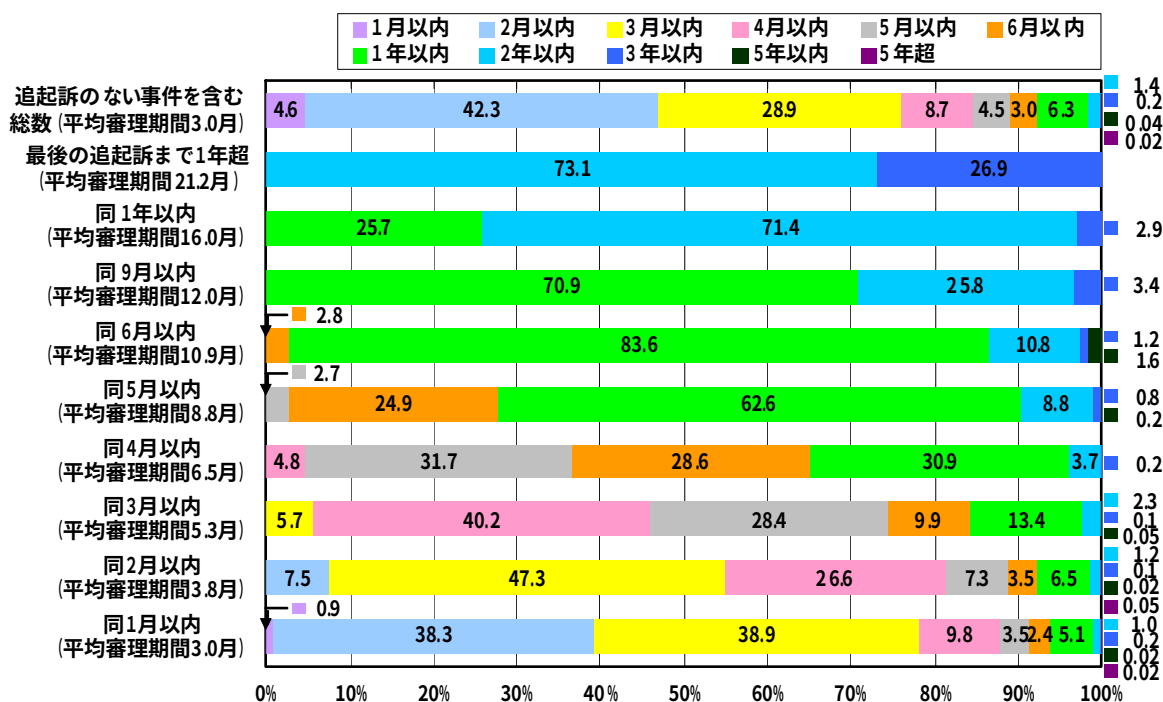
【図11】 追起訴の有無別平均審理期間及び審理期間の分布



※ 総数とは、2つ以上の項目がある場合の各件数を合算したものをいい、例えば、本図のとおり、追起訴の有無別においては、追起訴がある事件数とない事件数とを合算したものをいう。なお、類似の概念である「全体」については、後掲【図16】の脚注を参照。

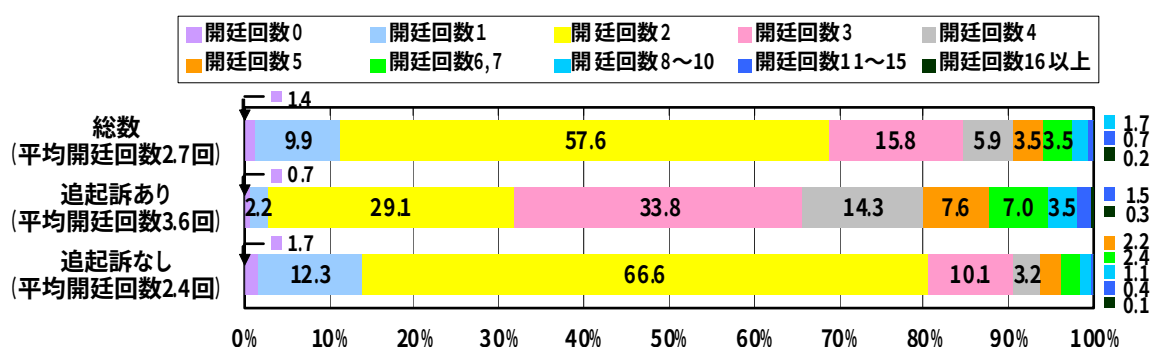
追起訴終了までの期間別に平均審理期間及び審理期間の分布を示した【図12】によれば、平成22年と同様、追起訴が終了するまでの期間が長いほど、平均審理期間が長くなり、また審理期間が長い事件の割合も高くなっている。

【図12】 追起訴終了までの期間別の平均審理期間及び審理期間の分布



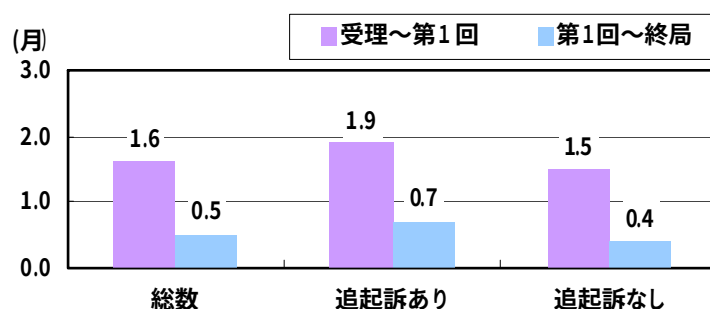
追起訴の有無別に平均開廷回数及び開廷回数の分布を示した【図13】によれば、追起訴のある事件の平均開廷回数は、追起訴のない事件より1.2回多くなっている。また、追起訴のある事件では、開廷回数が3回以上の事件の割合が6割を超えている。平均開廷回数及び開廷回数の分布は、平成22年とほぼ同様である（第4回報告書概況編118頁【図13】参照）。

【図13】 追起訴の有無別の平均開廷回数及び開廷回数の分布



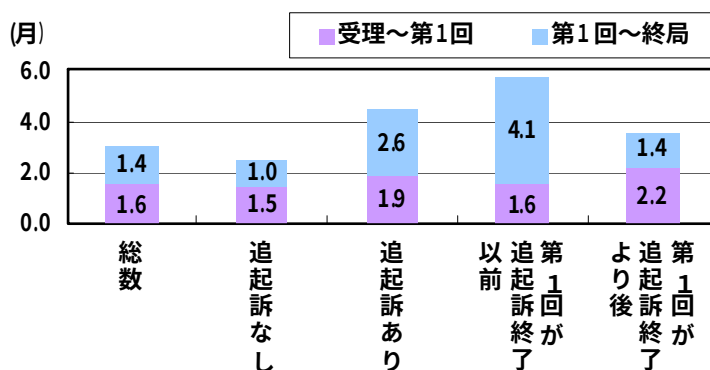
追起訴の有無別に平均開廷間隔を示した【図14】によれば、平成22年と同様、追起訴のある事件は、本起訴⁷の受理から第1回公判期日までの平均開廷間隔及び第1回公判期日から終局までの平均開廷間隔のいずれも、追起訴のない事件より長くなっている。

【図14】 追起訴の有無別の平均開廷間隔



【図15】は、追起訴の有無別及び第1回公判期日と追起訴の先後別にみた平均審理期間を示したものである。これによると、受理から第1回公判期日まで及び第1回公判期日から終局までのいずれの平均審理期間も、追起訴のない事件より追起訴のある事件の方が長くなっている。第1回公判期日と追起訴の先後による平均審理期間を比較すると、第1回公判期日が追起訴終了以前の事件では、受理から第1回公判期日までの平均審理期間は、第1回公判期日が追起訴終了後の事件より短くなっているが、第1回公判期日から終局までの平均審理期間は第1回公判期日が追起訴終了後の事件より3倍近くになっており、これらの傾向には平成22年と大きな変化は見られない。

【図15】 追起訴の有無別及び第1回公判期日と追起訴の先後別に見た平均審理期間



⁷ 本起訴とは、併合された複数の事件のうち、最初に起訴された事件をいう。

2 否認事件の審理期間等の概況

平成24年における否認事件の平均審理期間は8.5月である。

否認事件の平均開廷回数は6.2回，平均開廷間隔は1.4月である。

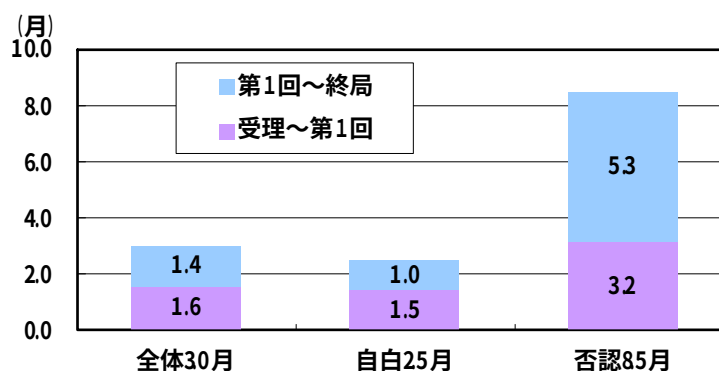
否認事件の平均取調べ証人数は2.7人，証人尋問を実施した公判期日等の平均開廷回数は2.2回，被告人質問を実施した公判期日の平均開廷回数は1.7回である。

○ 否認事件の審理の概況

(審理期間)

【図16】は，自白・否認別の平均審理期間を，受理から第1回公判期日までと第1回公判期日から終局までに分けて示したものである。否認事件の平均審理期間（8.5月）は，自白事件の3倍以上となっている。

【図16】 自白・否認別の平均審理期間



※ 全体とは，2つ以上の項目がある場合において，図表に掲載されている項目のほか，図表に掲載されていない項目をも含んだものをいい，例えば，本図のとおり，自白・否認別においては，自白及び否認以外に，被告事件についての陳述に入らずに終局した事件をも含む。なお，類似の概念である「総数」については，前掲【図11】の脚注を参照。

(開廷回数，開廷間隔，取調べ証人数)

否認事件の平均開廷回数は6.2回であり，刑事通常第一審事件全体（2.7回）の2倍以上になっている。これに対し，否認事件の平均開廷間隔は1.4月であり，刑事通常第一審事件全体（1.1月）とそれほど差はない（【表17】）。

また，否認事件の平均取調べ証人数は2.7人であり，刑事通常第一審事件全体（0.8人）の3倍以上になっている（【表18】）。

【表17】 (自白・否認別) 平均開廷回数及び平均開廷間隔

	全体	自白	否認
平均開廷回数(回)	2.7	2.3	6.2
平均開廷間隔(月)	1.1	1.1	1.4

【表18】 (自白・否認別) 平均取調べ証人数

	全体	自白	否認
平均取調べ証人数(人)	0.8	0.6	2.7

（証人尋問公判回数、被告人質問公判回数）

否認事件において証人尋問を行った公判期日の平均開廷回数（平均証人尋問公判回数）は2.2回（刑事通常第一審事件全体では1.2回。【表19】）、被告人質問を行った公判期日の平均開廷回数（平均被告人質問公判回数）は1.7回（同1.1回。【表20】）となっている。

【表19】（自白・否認別）平均証人尋問公判回数

	全体	自白	否認
平均証人尋問公判回数(回)	1.2	1.0	2.2

【表20】（自白・否認別）平均被告人質問公判回数

	全体	自白	否認
平均被告人質問公判回数(回)	1.1	1.1	1.7

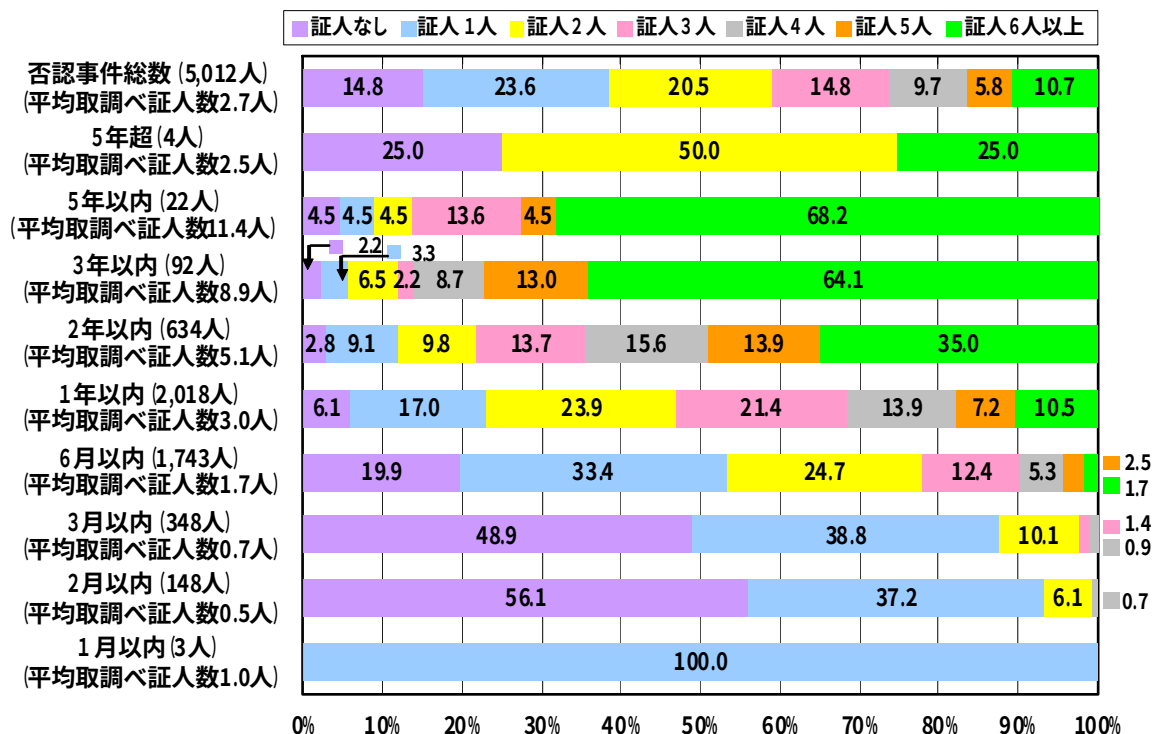
○ 証人尋問と審理期間等との関係

（審理期間別の平均取調べ証人数及び取調べ証人数の分布等）

【図21】は、審理期間別に平均取調べ証人数及び取調べ証人数の分布を示したものである。

総数では、証人数1人の事件が最も多く（23.6%）、次いで、証人数2人の事件（20.5%）、証人数なし及び証人数3人の事件（いずれも14.8%）が続く。証人数6人以上の事件の割合は10.7%であり、平成22年より1.8%増加した。審理期間が長い事件ほど平均取調べ証人数が多くなり、また、取調べ証人数の多い事件の割合が増加する傾向があることは、第4回報告書と基本的に同様である⁸。

【図21】 審理期間別の平均取調べ証人数及び取調べ証人数の分布（否認事件）

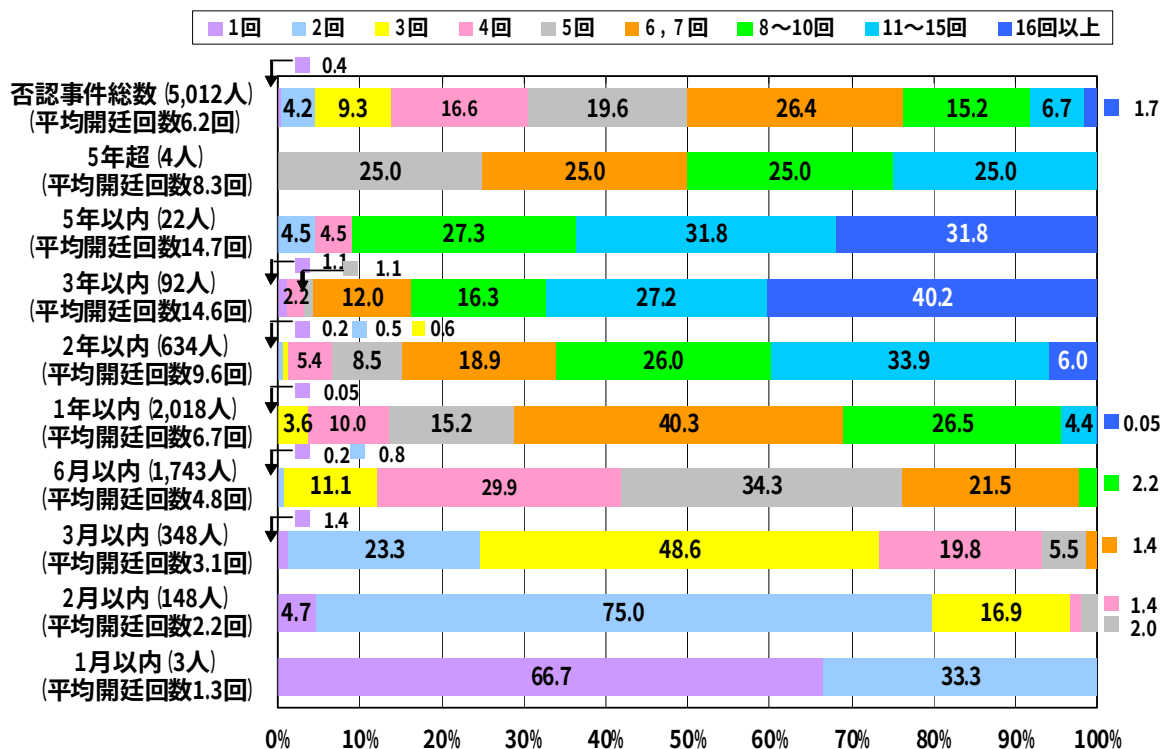


⁸ 審理期間が5年を超える事件は、3年を超え5年以内の事件よりも平均取調べ証人数が少なく、取調べ証人数の多い事件の割合も減少しているが、終局人員が4人にすぎないため、傾向の把握は困難である（後掲【図22】及び【図23】についても同様である。）。

（審理期間別の開廷回数，証人尋問公判回数等）

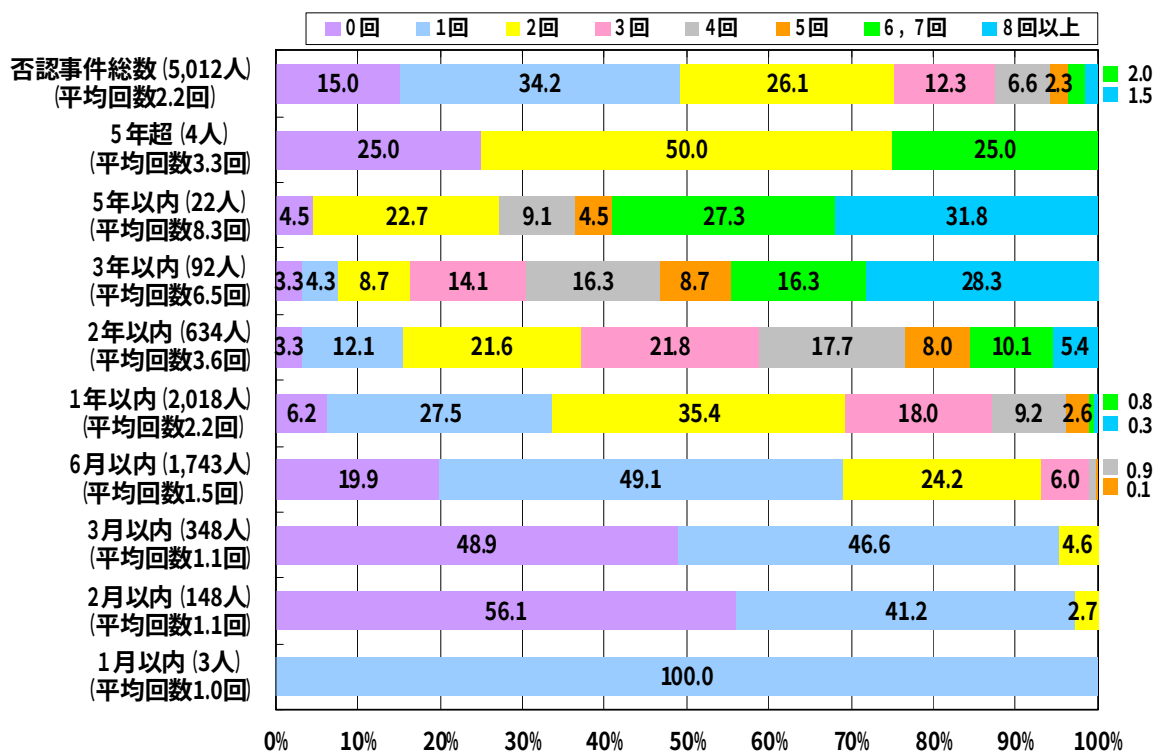
【図22】は，審理期間別の平均開廷回数及び開廷回数の分布を示したものであるが，平成22年と同様，おおむね，審理期間が長い事件ほど，開廷回数が多くなる傾向が見られる。審理期間が1年を超え2年以内の事件では，平均開廷回数が9.6回，約8割（84.8%）が開廷回数6回以上，審理期間が2年を超え3年以内の事件では平均開廷回数が14.6回，83.7%が開廷回数8回以上，審理期間が3年を超え5年以内の事件では約9割が開廷回数8回以上となっている（ただし，審理期間が3年を超え5年以内の事件は22人にすぎない。）。

【図22】 審理期間別の平均開廷回数及び開廷回数の分布（否認事件）



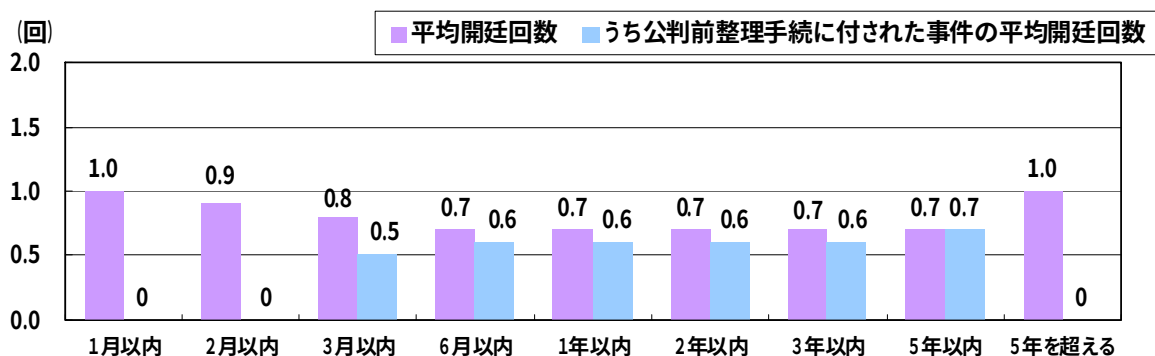
開廷回数のうち、証人尋問公判回数の分布等を示したのが【図23】である。平成22年と同様、おおむね、審理期間が長い事件ほど、平均証人尋問公判回数が増加し、証人尋問公判回数の多い事件の割合も増える傾向がうかがわれる。また、平成22年と同様、審理期間が2年を超えると証人尋問公判回数が急増しており、審理期間が1年を超え2年以内の事件では、平均証人尋問公判回数が3.6回で、証人尋問公判回数5回までの事件が8割以上（84.5%）を占めているのに対し、2年を超え3年以内の事件になると、平均証人尋問公判回数が6.5回に増加し、証人尋問公判回数が5回以上の事件の割合が5割を超えている（53.3%）。

【図23】 審理期間別の平均証人尋問公判回数及び証人尋問公判回数の分布（否認事件）



さらに、【図24】は、審理期間別に証人1人当たりの平均証人尋問公判回数を示したものである。平成22年と同様に（第4回報告書概況編130頁【図38】参照）、平成24年においても、すべての審理期間の事件で1.0回以下となっており、平均的には証人1人の尋問が1回の公判期日で終了していることがうかがえる。なお、否認事件のうち公判前整理手続に付された事件においては、すべての審理期間の事件で証人1人当たりの平均証人尋問公判回数が同手続に付されなかった事件以下となっており、公判前整理手続の効果の一端がうかがわれる。

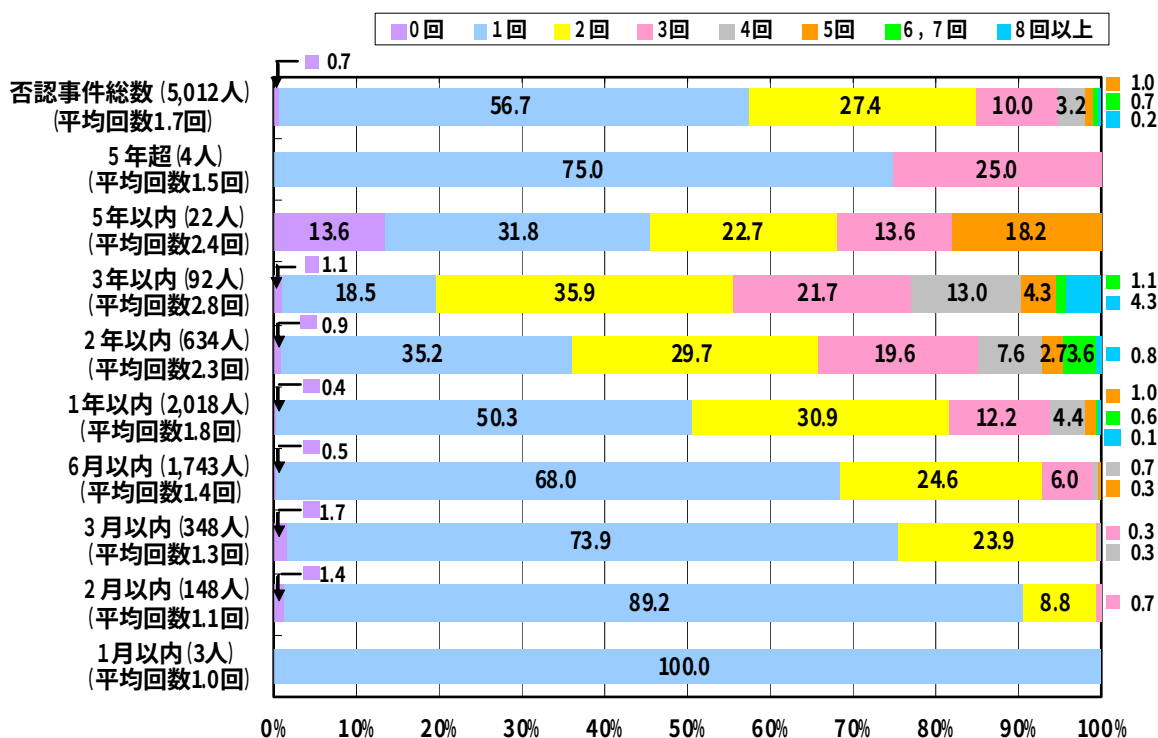
【図24】 審理期間別の証人1人当たりの尋問に要する公判期日等の平均開廷回数（否認事件）



○ 被告人質問と審理期間等との関係

【図25】は、審理期間別に被告人質問公判回数の分布等を示したものである。平成22年と同様、おおむね、審理期間が長い事件ほど平均被告人質問公判回数が多く、また、被告人質問公判回数の多い事件の割合が高くなっているが、その伸び幅は証人尋問公判回数（前掲【図23】参照）に比べて緩やかである。

【図25】 審理期間別の平均被告人質問公判回数及び被告人質問公判回数の分布（否認事件）



3 経年推移

新受人員及び終局人員は、平成 16 年をピークとして、増加から減少に転じている。平均審理期間は 3.0 月前後とほぼ横ばいで推移しており、新受人員数及び終局人員数の増減の影響はみられない。

自白事件の平均審理期間は、わずかずつではあるが短縮化する傾向にあり、平成 24 年には 2.5 月となっている。一方、否認事件の平均審理期間は、平成 17 年の 9.5 月から短縮化して平成 22 年には 8.1 月となったが、下げ止まりがみられ、平成 24 年には 8.5 月となっている。

否認率は全体の 1 割未満であるものの、平成 18 年以降は増加傾向にあり、平成 24 年には 8.8%となっている。

審理期間が 3 月以内の事件の割合は 70% 台で推移している。審理期間が 6 月を超えた事件の割合は、おおむね 7 % 台で推移している。

事案複雑等を事由とする長期係属実人員（係属 2 年を超える事件）は、平成 21 年には 31 人まで減少したが、下げ止まりが見られ、平成 24 年には 63 人となっている。もっとも、期間中のピーク人数（197 人）と比べると大幅に減少している。

平均開廷回数は、全体及び自白事件では、それぞれ 2.6 回前後、2.3 回前後とほぼ横ばいである。否認事件では平成 17 年以降減少し、平成 20 年以降は 6.0 回前後となっている。

平均開廷間隔は、全体と自白事件についてはほぼ横ばいであり、平成 24 年はいずれも 1.1 月となっている。また、否認事件については、若干増加する傾向にあり、平成 24 年には 1.4 月となっている。

平均取調べ証人数は、全体で 0.8 人前後、自白事件で 0.6 人前後、否認事件で 2.6 人前後と、いずれもほぼ横ばいである。

平均証人尋問公判回数は、全体及び自白事件については、それぞれ 1.2 回前後、1.0 回で横ばい、否認事件では平成 19 年以降減少して、平成 21 年以降は 2.2 回前後で横ばいである。また、平均被告人質問公判回数は、全体では 1.1 回前後、自白事件では 1.1 回といずれも横ばいであるが、否認事件では平成 18 年以降減少して、平成 21 年以降は 1.7 回で横ばいである。

控訴率の推移は、総数では 11% 前後、自白事件では 9 % 前後とほぼ横ばいである。否認事件は、おおむね 40% 弱で推移している。

本項では、平成 15 年から平成 24 年までの 10 年間について、刑事通常第一審事件の審理期間等の動向をみるため、事件数、平均審理期間、平均開廷回数等について、その推移をみるとともに、どの要素が審理期間の増減に影響を与えているのかについても検討することとする。

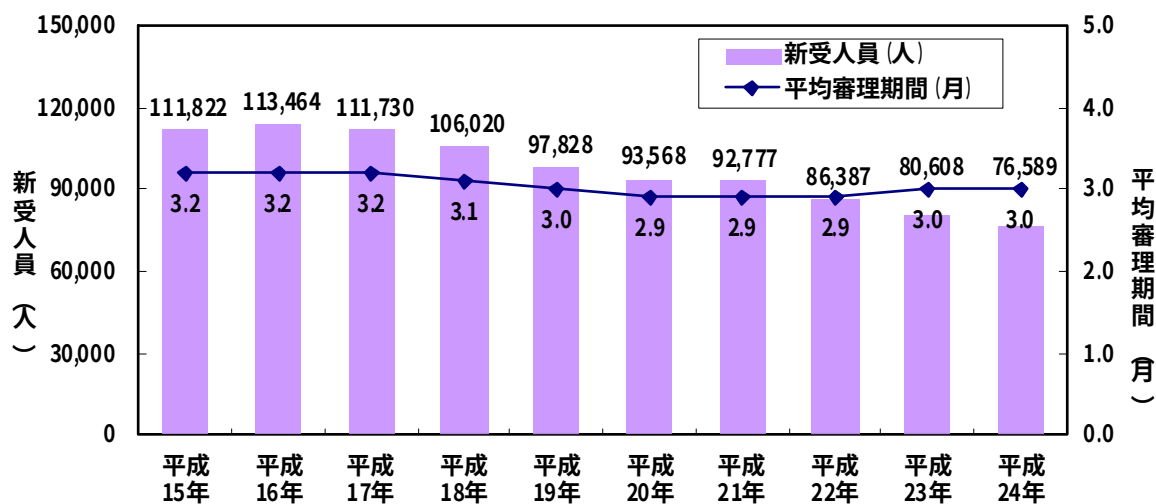
○ 新受人員、終局人員及び平均審理期間

【図 26】は、新受人員及び平均審理期間の推移を示したものである。新受人員⁹は、平成 16 年に 11 万 3464 人まで増加したが、平成 17 年以降は年々減少しており、平成 24 年は 7 万 6589 人である。平均審理期間は、年によって若干の変動はあるが、おおむね 3.0 月前後とほぼ横ばいで推移しており、新受人員数と終局人員数の増減の影響は見られない。

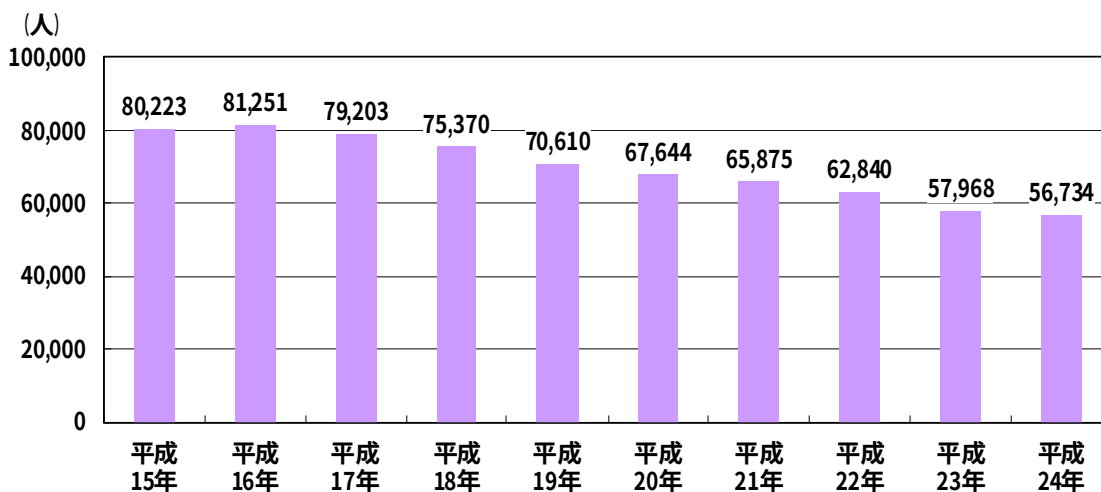
⁹ 前掲 I 2. 1. 1 脚注 6 参照。

【図 27】は、刑事通常第一審事件の終局人員¹⁰の推移を示したものである。終局人員は、新受人員の推移と同様に、平成 16 年に 8 万 1251 人まで増加したが、平成 17 年以降は年々減少しており、平成 24 年は 5 万 6734 人である。

【図 26】 新受人員及び平均審理期間の推移



【図 27】 刑事通常第一審事件の終局人員の推移



¹⁰ 前掲 I 2. 1. 1 脚注 7 参照。

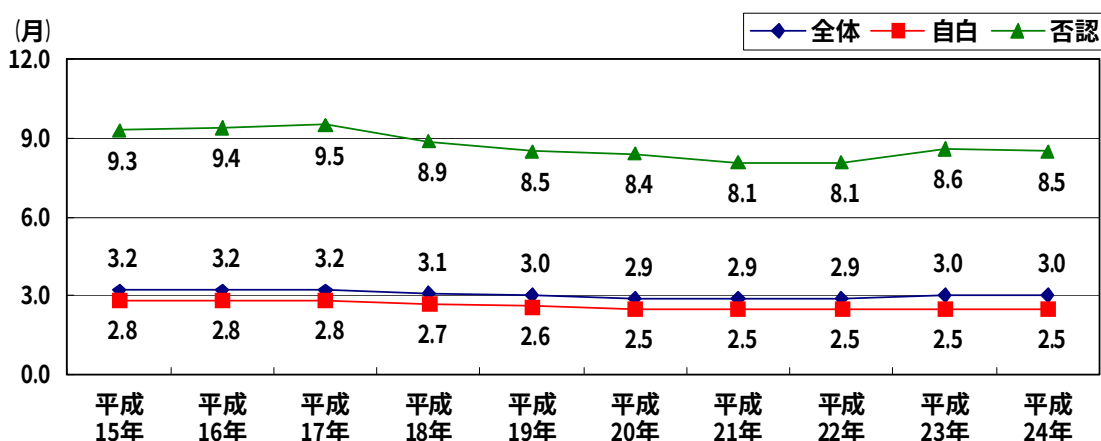
○ 全体・自白・否認別の平均審理期間

【図 28】は、平均審理期間の推移を全体・自白・否認別に示したものである。自白事件の平均審理期間は、平成 15 年には 2.8 月であったものが平成 24 年には 2.5 月となっており、僅かずつではあるが短縮化する傾向にある。一方、否認事件の平均審理期間は、平成 17 年の 9.5 月から短縮化して平成 22 年には 8.1 月となったが、下げ止まりがみられ、平成 24 年には 8.5 月となっている。

近時の統計では、否認事件の審理には自白事件の 3 倍以上の期間を要している。これは、自白事件と否認事件では審理内容が大きく異なっており、自白事件では、多数の追起訴があった、裁判員裁判対象事件であるため公判前整理手続に付したなどといった事情がなければ、期日を重ねることなく終局することが多いのに対し、否認事件では、争点・証拠の整理や証拠調べ等に複数の期日を要することが多いためであると考えられる。

また、全体の平均審理期間の数値は、自白事件のそれに近くなっている。これは、後記のとおり、自白事件の割合が全体の 9 割以上と相当に高いためであると考えられる。

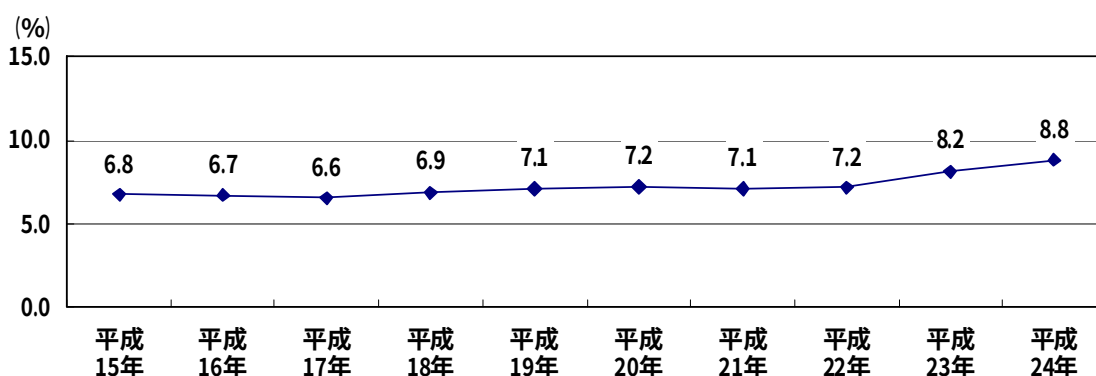
【図 28】 平均審理期間の推移 (全体, 自白, 否認)



○ 否認率

【図 29】は、否認率の推移を示したものである。期間を通じて 9 割以上を自白事件が占めており、否認事件は 1 割未満である。年ごとの否認率の変動をみると、平成 15 年から平成 17 年にかけては 6.7% 前後であったが、平成 18 年以降は増加傾向にあり、平成 24 年には 8.8% となっている。

【図 29】 否認率の推移

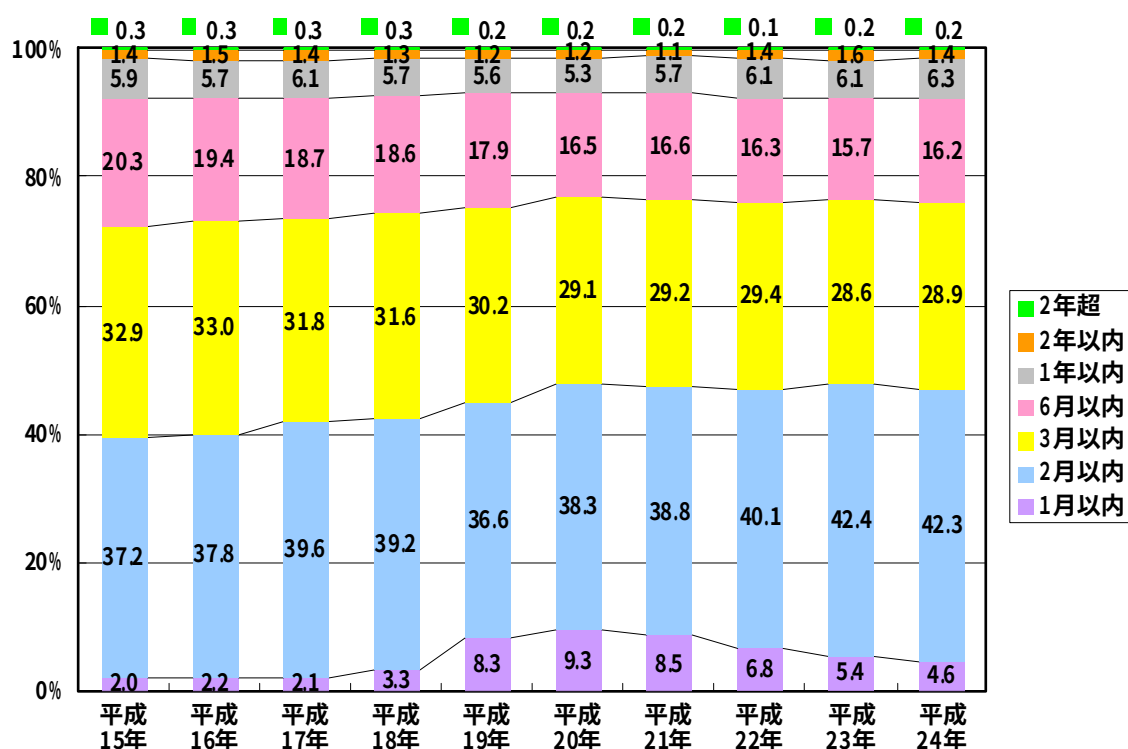


○ 審理期間別の事件割合

【図30】は、審理期間別の事件割合の推移を示したものである。追起訴等のない自白事件の占める割合が高いと考えられる審理期間が3月以内の事件の割合は、期間を通じて70%台で推移している。その中で、審理期間が1月以内の事件の割合は、平成18年から増加し、平成20年には9.3%となったが、平成21年以降は減少に転じ、平成24年には4.6%となっている。これらの事件には、移送等で終局した事件のほか、即決裁判手続（平成18年10月施行）によった事件が多く含まれているので、平成18年以降の審理期間が1月以内の事件数の増減には、同手続により審判された事件数の増減が影響しているものと考えられる。

一方、審理期間が6月を超えた事件の割合は、年によって若干の変動があるものの、期間を通じておおむね7%台で推移しており、大きな変化は見られない。

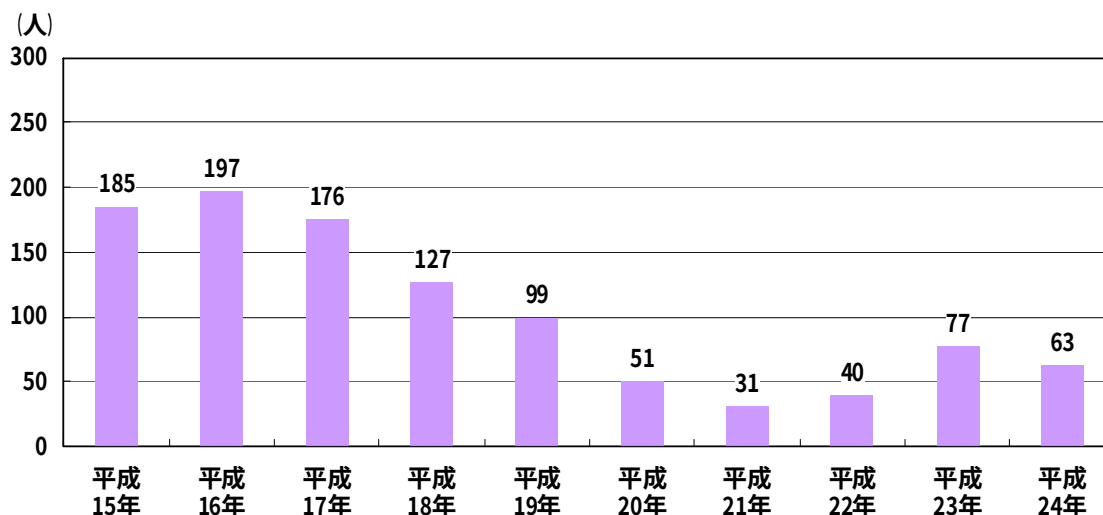
【図30】 審理期間別事件割合の推移



○ 事案複雑等を事由とする長期係属実人員

【図 31】は、事案複雑等を事由とする長期係属実人員（係属 2 年を超える事件）の推移を示したものである。長期係属実人員は、平成 16 年（197 人）をピークとして大幅に減少し、平成 21 年には 31 人となったが、下げ止まりがみられ、平成 24 年には 63 人となっている。

【図 31】 事案複雑等を事由とする長期係属実人員の推移

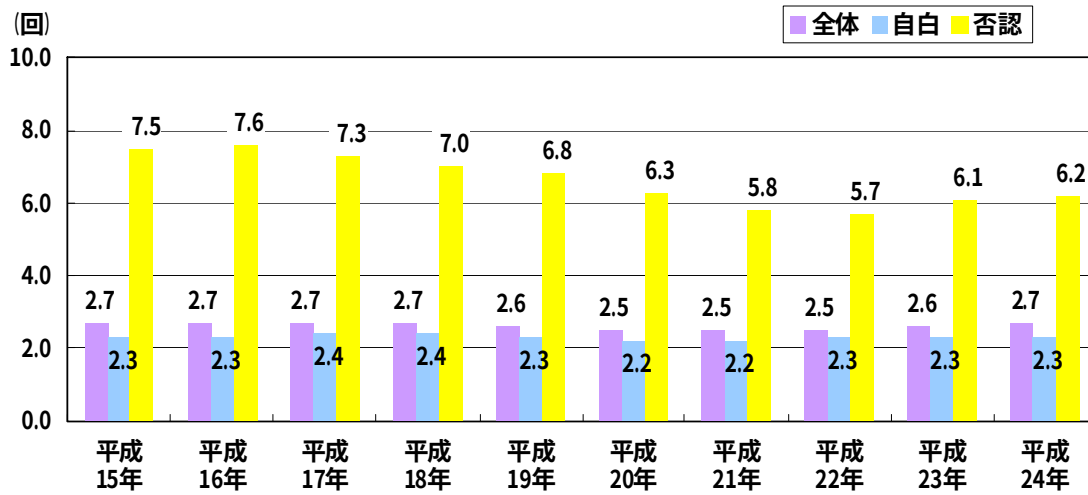


○ 平均開廷回数及び平均開廷間隔

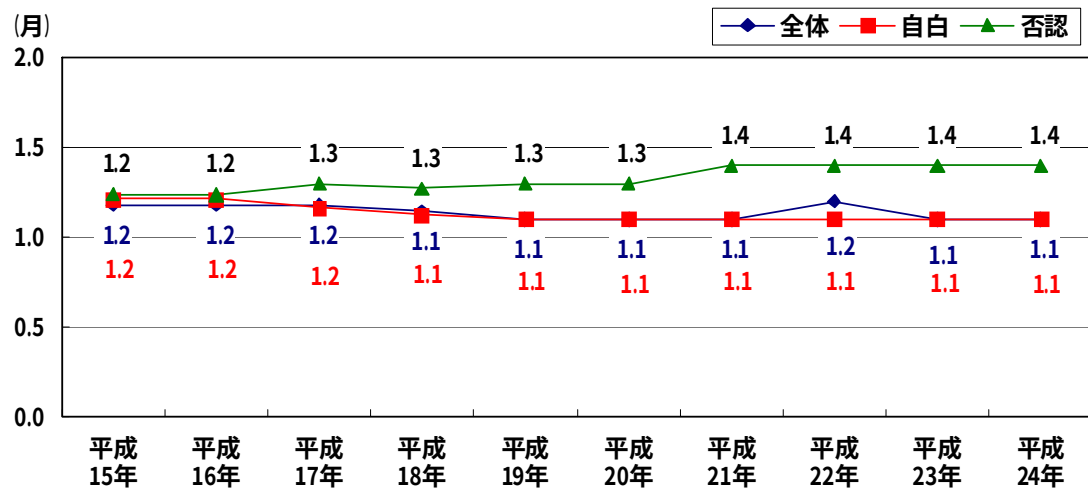
【図 32】は、平均開廷回数の推移を全体・自白・否認別に示したものである。期間を通じて、否認事件の数値が自白事件のそれを大きく上回っているが、先に述べたとおり自白事件の割合が高いことから、全体の数値は自白事件に近くなっている。推移をみると、全体では 2.6 回前後、自白事件では 2.3 回前後と、いずれもほぼ横ばいである。否認事件は、平成 15 年から平成 16 年にかけては 7.5 回程度で横ばいであったが、平成 17 年以降減少傾向にあり、平成 20 年以降は 6.0 回前後となっている。

【図 33】は、平均開廷間隔の推移を全体・自白・否認別に示したものである。自白事件と否認事件との差は最大でも 0.3 月程度と、大きな差はないといえる。推移をみると、全体及び自白事件では、いずれもほぼ横ばいであり、平成 24 年にはいずれも 1.1 月である。一方、否認事件では、平成 16 年に 1.2 月であったものが、その後若干増加する傾向にあり、平成 24 年には 1.4 月となっている。もっとも、上記いずれについても、平均審理期間の推移（【図 28】）との相関関係はうかがわれない。

【図3 2】 平均開廷回数の推移（全体、自白、否認）



【図3 3】 平均開廷間隔の推移（全体、自白、否認）

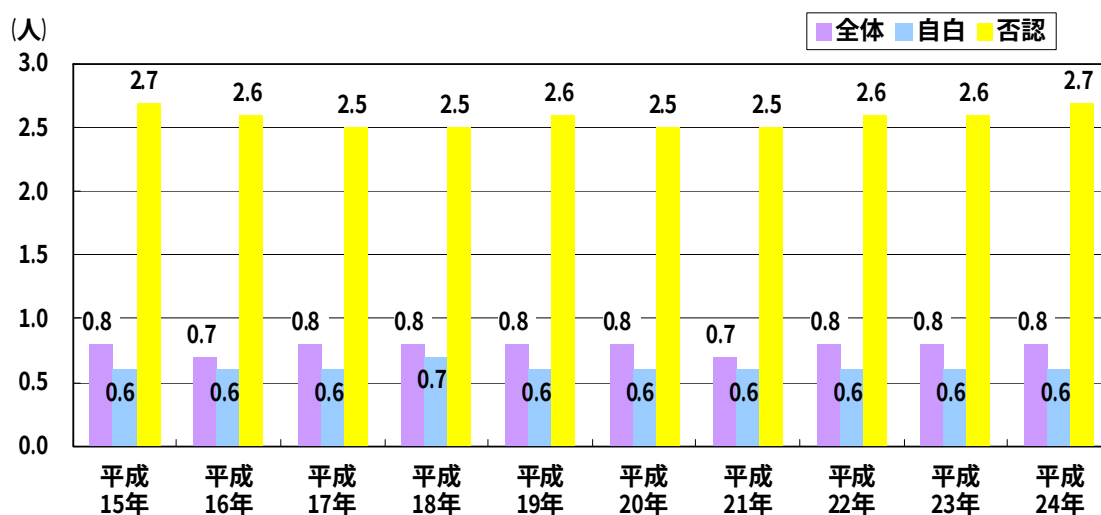


○ 平均取調べ証人数

【図 34】は、平均取調べ証人数の推移を全体・自白・否認別に示したものである。推移をみると、全体で 0.8 人前後、自白事件で 0.6 人前後、否認事件で 2.6 人前後と、いずれもほぼ横ばいである。いずれについても、平均審理期間の推移（【図 28】）との相関関係はうかがわれない。

否認事件の取調べ証人数が全体の 3 倍以上となるのは、自白事件の公判においては、犯罪事実については同意書証を中心とした立証が行われ、証人については弁護人から情状証人の請求があれば取り調べる運用が広く行われているのに対し、否認事件においては、争点部分を立証するための書証が不同意とされ、事件関係者を尋問する例が多いからであると考えられる。もっとも、近年、裁判員裁判において、公判中心主義、直接主義を徹底する見地から、自白事件においても重要な点については人証により立証する運用が図られており、今後、そうした運用等の影響についても注目する必要がある。

【図 34】 平均取調べ証人数の推移 (全体, 自白, 否認)

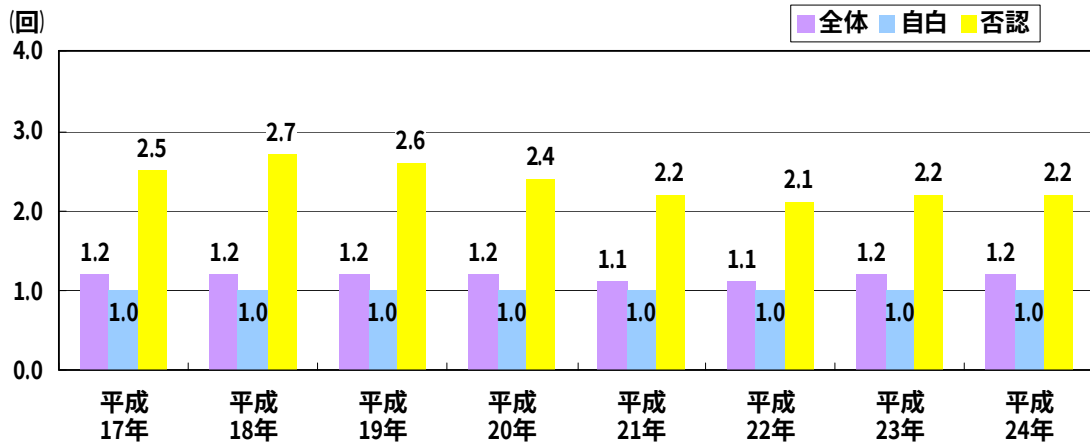


○ 平均証人尋問公判回数及び平均被告人質問公判回数

【図 35】は、平成 17 年（11 月及び 12 月のみの数値）から平成 24 年までの平均証人尋問公判回数の推移を示したものである。全体では 1.2 回前後、自白事件では 1.0 回といずれも横ばいである。一方、否認事件では、平成 18 年の 2.7 回をピークとして、以後緩やかに減少し、平成 21 年以降は 2.2 回前後で横ばいとなっている。いずれについても、平均審理期間の推移（【図 28】）とは、緩やかな相関関係があることがうかがわれる。

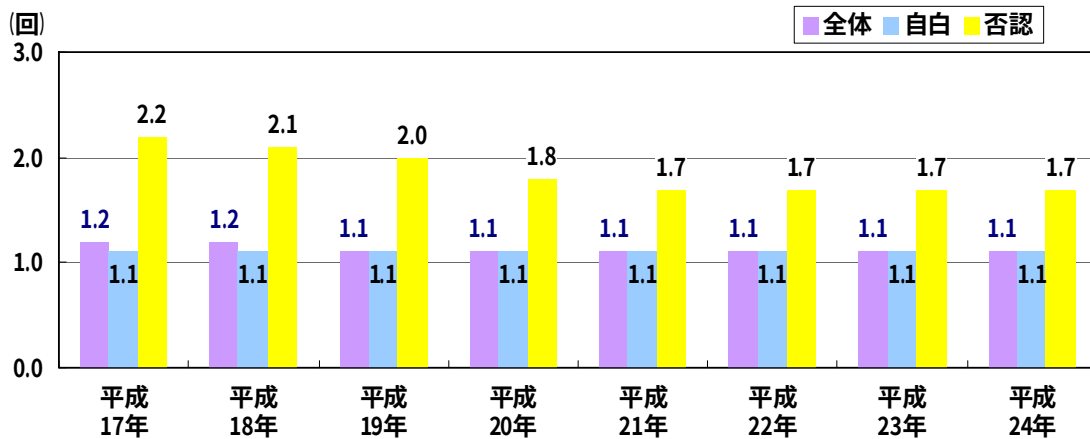
【図 36】は、平成 17 年（11 月及び 12 月のみの数値）から平成 24 年までの平均被告人質問公判回数の推移を示したものである。全体では 1.1 回前後、自白事件では 1.1 回といずれも横ばいである。否認事件では、平成 17 年には 2.2 回であったものが、平成 18 年以降減少して、平成 21 年以降は 1.7 回で横ばいである。いずれについても、平均審理期間の推移（【図 28】）とは、緩やかな相関関係があることがうかがわれる。

【図35】 平均証人尋問公判回数の推移 (全体、自白、否認)



※ 平成17年は11月及び12月の数値である。

【図36】 平均被告人質問公判回数の推移 (全体、自白、否認)

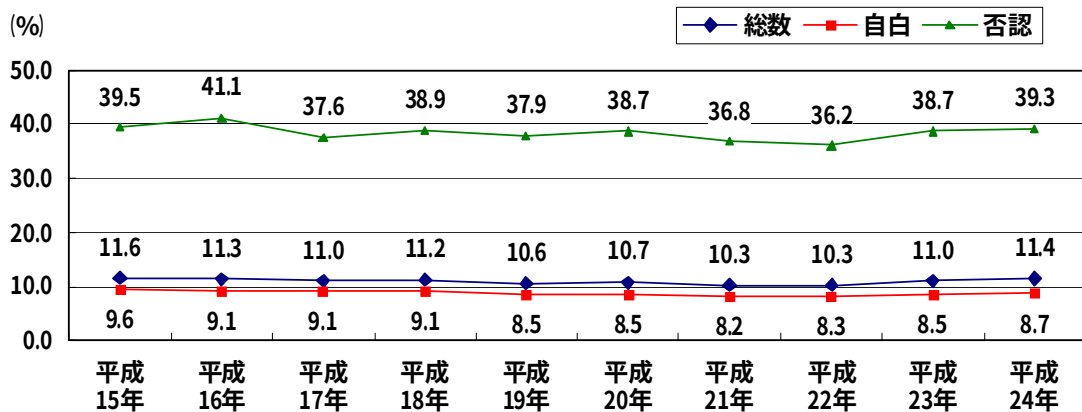


※ 平成17年は11月及び12月の数値である。

○ 上訴に関する状況

【図37】は、総数・自白・否認別に控訴率の推移を示したものである。期間を通じて、総数では11%前後、自白事件では9%前後とほぼ横ばいである。否認事件は変動があるが、おおむね40%弱で推移している。

【図37】 控訴率の推移 (総数、自白、否認)



※ 控訴率は判決人員 (有罪 (一部無罪を含む。) 及び無罪人員の合計) に対する控訴人員の割合である。

4 公判前整理手続の概況

公判前整理手続に付された人員は、終局人員数 5 万 6734 人中 1745 人であり、同手続の実施率は 3.1% である。

自白事件における実施率は 1.6% であり、否認事件における実施率は 17.9% である。裁判員裁判対象事件では公判前整理手続は必要であることから実施率が極めて高いが、非対象法定合議事件、裁定合議事件及び単独事件における実施率は低い。

公判前整理手続に付された終局人員についての平均審理期間は 10.0 月であり、自白事件では 7.2 月、否認事件では 12.6 月である。

○ はじめに

公判前整理手続は、平成 17 年 11 月に施行され、充実した公判の審理を継続的、計画的かつ迅速に行うため必要があるときに実施されるものであるが、裁判員裁判対象事件においては、制度上、すべての事件が必要に公判前整理手続に付されることとされている。

これまでの公判前整理手続に関する迅速化検証の経過を振り返ると、公判前整理手続施行後初めての報告であった第 2 回報告書においては、公判前整理手続のデータサンプル数が限定的なものであったこと等から、裁判員裁判対象罪名事件¹¹に限定した分析は行わなかった。これに対し、第 3 回報告書では、公判前整理手続の有無別の平均審理期間の比較や、公判前整理手続に付した事件の経年分析等を行ったが、その分析に際しては、第 2 回報告書の時期に比べて公判前整理手続に付された事件の数が増加し、分析の対象を裁判員裁判対象罪名事件に限定した上で有意な分析を行うことが可能であったことから、主として重大事件である裁判員裁判対象罪名事件について分析を行った（第 3 回報告書分析編 95 頁）。第 4 回報告書では、裁判員制度施行後一定期間が経過し、公判前整理手続の実施率が、裁判員裁判対象事件や裁判員裁判対象罪名事件において極めて高い一方（第 4 回報告書概況編 140 頁）、それら以外の事件については低かったことから、主として裁判員裁判対象事件や、公判前整理手続に付された裁判員裁判対象罪名事件に関する、公判前整理手続期間や平均審理期間等の統計データに基づき、その経年変化についてみることにした。

このように、第 3 回報告書以降、公判前整理手続についての迅速化検証は、基本的に裁判員裁判対象事件や裁判員裁判対象罪名事件に焦点を当てて行われてきているところ、とりわけ裁判員制度施行後 3 年以上が経過した現時点においては、既に相当数の裁判員裁判対象事件が終局している。

そこで、本報告書においても、主に裁判員裁判対象事件に焦点を当てて公判前整理手続の運用状況についてみていくこととするが、公判前整理手続を含む裁判員裁判の実施状況については、制度施行後約 3 年間にわたるその実施状況に関する統計データに基づき、最高裁判所事務総局が平成 24 年 12 月に公表した「裁判員裁判実施状況の検証報告書」において、既に詳細な検証を行っており、その中では、公判前整理手続期間の長期化やその要因、制度運用上の問題点等、迅速化検証の観点からも検討を行っている。本報告書における公判前整理手続の迅速化検証については、以下の「5 裁判員裁判の実施状況」において、「裁判員裁判実施状況の検証報告書」の内容の一部を引用することにより、検証結果を示すこととする。本章では、まず、公判前整理手続の有無別の終局人員や平均審理期間等、同手続の全体的な概況についてみていくにとどめる

¹¹ 裁判員裁判対象罪名事件とは、平成 21 年 5 月 21 日の裁判員制度施行前に起訴された裁判員法 2 条 1 項各号に該当する事件をいう。

こととし、裁判員裁判対象事件における公判前整理手続の運用状況等の詳細については、「5 裁判員裁判の実施状況」を参照されたい。

○ 公判前整理手続の有無別の終局人員及び平均審理期間

【表 38】は、刑事通常第一審事件の終局人員総数及びそのうち公判前整理手続に付されなかった人員と同手続に付された人員とをそれぞれ自白・否認別に示した上で、各平均審理期間を示したものである。

同表によれば、公判前整理手続に付された人員は、終局人員総数 5 万 6734 人中 1745 人となっており、終局人員総数中の同手続の実施率は、3.1%にとどまっている。このうち、自白事件で公判前整理手続に付された人員は、自白事件の終局人員 5 万 0890 人中 834 人であり、自白事件中の同手続の実施率はわずかに 1.6%にすぎない。また、否認事件であっても、公判前整理手続に付された人員は、否認事件の終局人員 5012 人中 895 人であり、否認事件中の同手続の実施率は 17.9%となっている。これらによれば、公判前整理手続は、一定の限られた事件について実施されていることがわかる。

裁判員裁判対象事件については、制度上、公判前整理手続に付することが義務付けられているが、その事件数は、刑事裁判全体の中で見ればごく少数にとどまっている（後掲【表 39】のとおり、裁判員裁判対象事件の終局人員数は 1474 人にすぎず、終局人員総数の 2.6%にすぎない。）。一方で、圧倒的多数を占める単独事件においては、同手続の実施率がわずか 0.2%にとどまっており、主として複雑困難な事件等について利用されているものと考えられることから、全体としてみれば、上記のような実施率となっている¹²。

【表 38】 公判前整理手続の有無別の終局人員及び平均審理期間

	総数	公判前整理手続に付されなかった人員				公判前整理手続に付された人員			
			自白	否認	その他		自白	否認	その他
終局人員	56,734	54,989	50,056	4,117	816	(3.1) 1,745	(1.6) 834	(17.9) 895	(1.9) 16
平均審理期間(月)	3.0	2.8	2.4	7.7	1.5	10.0	7.2	12.6	8.4

※1 ()内は公判前整理手続実施率(%)である。

2 終局人員には被告事件についての陳述に入らずに終局した人員を含む。

3 「公判前整理手続に付された人員」欄の「その他」の16人は公判前整理手続に付されたが、公判が一度も開かれずに公訴棄却、移送等で終局した人員である。

4 公判前整理手続に付され、かつ、期日間整理手続にも付された人員が71人ある。

¹² 裁判員裁判対象事件以外の事件については、例えば租税事件や経済事件等の大型事件や複雑困難な事件で、争いがあり、争点整理、証拠整理の必要性がある事件が公判前整理手続に付されていることを指摘するものとして、長井秀典「公判前整理手続の運用の現状と課題－施行から3年を経過して」判例タイムズ 1294 号 57 頁(平成 21 年)参照。

○ 公判前整理手続に付された終局人員及び平均審理期間等

【表 39】は、公判前整理手続に付された終局人員についてその平均審理期間等を示すものであるが、縦軸で、自白・否認別等の分けをし、横軸で、合議事件（法定合議事件・裁定合議事件の категория に区分し、法定合議事件については、更に裁判員裁判対象事件・非対象法定合議事件¹³の категория に区分した。）・単独事件別の分けをして、それぞれ該当する終局人員及び平均審理期間を示したものである（なお、横軸では、各カテゴリー別に公判前整理手続実施率も併せて示している。）。

まず、自白・否認別に平均審理期間をみると、自白事件の総数で 7.2 月、否認事件の総数で 12.6 月となっており、公判前整理手続に付されなかったものの平均審理期間（自白事件の総数で 2.4 月、否認事件の総数で 7.7 月。前掲【表 38】参照）より、いずれも長くなっている。

これらを合議事件・単独事件別にみると、法定合議事件・裁定合議事件・単独事件のいずれについても、当然のことながら、自白事件より否認事件の方が、平均審理期間は長くなっている。否認事件の平均審理期間については、非対象法定合議事件（15.6 月）や裁定合議事件（17.8 月）の審理期間が裁判員裁判対象事件の 11.7 月に比べて、いずれも長くなっているところ、非対象法定合議事件や裁定合議事件については、単独事件と同様、公判前整理手続に付される事件は特に複雑困難なものが多いと考えられる上、裁判員裁判対象事件と異なり、必ずしも連日的な開廷が行われていないことも影響しているのではないかと思われる。また、そもそも公判前整理手続に付された人員が少ないため、個々の事件の個別的事情が影響している可能性も考えられる。

裁判員裁判対象事件の平均審理期間に関しては、後に引用する「裁判員裁判実施状況の検証報告書」において指摘するように、裁判員裁判対象事件の公判前整理手続期間が長期化する傾向にある。同報告書の中で指摘している公判前整理手続の長期化要因に対し、今後の裁判員裁判の運用においてどのような工夫や変化がみられ、また、それがどのように公判前整理手続期間に影響を及ぼしていくのかについては、引き続き今後の動向を注視していく必要がある。

次に、横軸のカテゴリー別に公判前整理手続の実施率をみると、裁判員裁判対象事件では必要的に公判前整理手続に付されることから、その実施率は極めて高いのに対し¹⁴、終局人員中に占める割合が圧倒的に多い単独事件の実施率が 0.2%にすぎないため、合議事件と単独事件の総数では 3.1%にとどまり、非対象法定合議事件や裁定合議事件における実施率も低い。

¹³ 非対象法定合議事件とは、裁判員裁判対象事件以外の法定合議事件（例えば、非現住建造物等放火、有印公文書偽変造罪等がある。）をいう。

¹⁴ 裁判員裁判対象事件は必ず公判前整理手続に付されるものとされているのに、実施率が 100%とならない理由については、【表 39】の※1参照

〔表39〕 自白否認別及び合議・単独別の公判前整理手続に付された終局人員及び平均審理期間

			総数	合 議				単独
				法定合議	裁判員裁判 対象事件	非対象法定 合議事件	裁定合議	
公判前 整理手続	総数	終局人員	1,745	1,515	1,474	41	111	119
		平均審理期間(月)	10.0	9.4	9.2	14.6	16.5	11.5
	うち自白	終局人員	834	800	795	5	15	19
		平均審理期間(月)	7.2	7.2	7.2	7.2	8.7	6.4
	うち否認	終局人員	895	699	663	36	96	100
		平均審理期間(月)	12.6	11.9	11.7	15.6	17.8	12.5
	うち被告事件 についての陳述前に移送等 で終局	終局人員	16	16	16	-	-	-
		平均審理期間(月)	8.4	8.4	8.4	-	-	-
	公判前整理手続実施率(%)		3.1	55.4	98.1	3.3	17.7	0.2

- ※1 裁判員裁判対象事件の公判前整理手続実施率が100%にならないのは、公判前整理手続に付される前に移送等で終局した事件や、裁判員裁判対象事件以外の事件について、公判前整理手続に付されずに公判を開いた後、罰条の変更等により裁判員裁判対象事件になり、期日間整理手続に付された事件等があるためである。
- 2 合議単独別の人員は処断罪名を基準として集計しているため、この表の裁判員裁判対象事件には、裁判員の参加した合議体により審理終局したが、終局時の罪名が法定合議事件に当たらない人員は含まれない。

5 裁判員裁判の実施状況

【はじめに】

裁判員制度は、平成 21 年 5 月 21 日に施行され、それから既に 3 年以上が経過した。第 4 回報告書においては、裁判員制度の施行からいまだ十分な期間が経過しておらず、終局した事件等の母集団が標準的なものとはいえない難かったことから、その時点での裁判員裁判の実施状況に関する統計データに基づいて確定的な分析と評価を加えることは行わず、裁判員裁判の手続全体の流れ¹⁵を追いながら、裁判員裁判の審理状況を概括的にみるにとどめた。

しかしながら、平成 24 年 5 月をもって、裁判員制度施行後 3 年が経過した。現時点においては、既に多数の裁判員裁判対象事件が終局を迎えており、その間の裁判員裁判の実施状況について、統計データに基づく一定の検証を行うことが可能となった。もっとも、裁判員制度施行後、一定の制度運用が定着するほどの年数が経過したわけではない。現在の制度運用の状況が今後どのように変化し、又は定着していくのかについては不透明な面があり、その運用状況に関する統計データは、単年のみをみるには、なお不安定なものと思われる。そこで、現時点において、裁判員裁判の審理状況について検証していくためには、裁判員制度施行後 3 年余りの期間を対象として、その間の経年変化等を踏まえながら検討していくことが有益であろうと思われる。

最高裁判所事務総局においては、「裁判員裁判実施状況の検証報告書」¹⁶を作成し、平成 24 年 12 月に公表した。そこでは、裁判員裁判対象事件の公判前整理手続を含め、その審理状況についての検証を行った。この検証報告書は、政府において裁判員制度の施行状況について検討を加え、必要があると認めるときは所要の措置を講ずるものとする裁判員法附則 9 条の趣旨を考慮し、裁判員裁判の運営に当たってきた裁判所の立場から、その実施状況を実証的に検証するために作成したものである。最高裁判所では、裁判員制度の施行当初から、その実施状況を検証・検討するため、外部の有識者からなる懇談会（裁判員制度の運用等に関する有識者懇談会）を設け、その助言のもとに必要なデータを収集し、運営の在り方について検討を加えてきた。「裁判員裁判実施状況の検証報告書」は、こうした検証を基に、事務総局として検討を加えたものであり、できる限り実証的なデータを中心とし、各事項について問題の指摘、意見を付しているものである。この報告書は、制度施行当初から平成 24 年 5 月 31 日までの 3 年余りの期間を対象とした統計データに基づいて作成しており、その間の経年変化を踏まえた制度の実施状況を示したもので、審理期間や公判前整理手続期間の長期化の実情とその要因等、迅速化検証の観点からも検討を行っている。

そこで、本報告書においては、公判前整理手続を含めた裁判員裁判の実施状況に関し、迅速化検証の観点からも有益といえる部分について、「裁判員裁判実施状況の検証報告書」の内容を引用するのが相当であることから、以下「裁判員裁判の実施状況の検証報告書」において同報告書を引用することによって、その検証結果を示すこととする（以下、「裁判員裁判対象事件の全体的状況」、「裁判員裁判の公判準備について」及び「裁判員裁判の公判について」の各項目における説明並びにこれらに関連する図表は、「裁判員裁判実施状況の検証報告書」からの転載である（項目番号及び図表番号は、同報告書における番号であり、迅速化検証報告書における番号とは連続していない。）。）。

¹⁵ 裁判員裁判の手続の流れに関する詳細については、第 4 回報告書概況編 151 頁から 155 頁まで参照。

¹⁶ 「裁判員裁判実施状況の検証報告書」については、裁判員制度ウェブサイト
http://www.saibanin.courts.go.jp/topics/09_12_05-10jissi_jyoukyou.html 参照。

【「裁判員裁判実施状況の検証報告書」】

○ 裁判員裁判対象事件の全体的状況

（「裁判員裁判実施状況の検証報告書」第1・裁判員裁判対象事件の全体的状況（同報告書1頁～2頁）より）

第1 裁判員裁判対象事件の全体的状況

裁判員制度が施行された平成21年5月から平成24年5月末までの約3年間の裁判員裁判対象事件の事件数や裁判結果について概観する。なお、裁判員裁判は、全国50の地方裁判所本庁のほか、裁判員の参加する刑事裁判に関する規則（以下、「裁判員規則」という。）で定める10の地方裁判所支部で実施されている。

図表1は、各裁判員裁判実施庁別の、制度施行から平成24年5月末までの約3年間の新受人員、終局人員、未済人員をみたものである。

新受人員総数は4,862人であり（注1）、1庁当たりの年間の平均新受人員は、26.7人となる。年間平均新受人員が最も多いのは千葉地裁本庁（173.4人）、次いで東京地裁本庁（142.1人）、大阪地裁本庁（134.2人）、横浜地裁本庁（79.5人）、さいたま地裁本庁（77.2人）となっている。年間平均新受人員が少ないのは松江地裁本庁（3.3人）、鳥取地裁本庁（3.6人）、秋田地裁本庁（4.3人）、旭川地裁本庁（4.9人）、函館地裁本庁（5.9人）などとなっている。千葉地裁本庁の新受人員が多いのは、管内に成田国際空港を抱え、覚せい剤等薬物の密輸入の件数が多いためである。

新受人員を罪名別にみたのが**図表2**である。強盗致傷（24.4%）、殺人（20.9%）で半数近くを占め、次いで現住建造物等放火（9.5%）、覚せい剤取締法違反（8.4%）、傷害致死（8.2%）、（準）強姦致死傷（7.1%）、（準）強制わいせつ致死傷（5.8%）、強盗強姦（4.8%）、強盗致死（強盗殺人）（2.7%）と続いている。年度ごとにみても、この罪名の傾向に大きな変動はみられない。

注1 裁判員やその親族等に危害が加えられるなどのおそれがあり、裁判員の職務を行うことに支障が生ずるおそれがあると認められるときは、裁判員裁判の対象から除外することができる（裁判員法3条1項）。制度施行以来、除外決定がされた判決人員は2人である。

終局人員総数は3,884人であり、新受人員総数の79.9%となっている。各年ごとでは、制度施行翌年の平成22年以降は、新受人員にほぼ見合った終局人員数となっている。

有罪無罪の終局結果を罪名別に裁判官裁判と比較してみたものが**図表3**である。全事件の無罪率をみる限り裁判官裁判時代と大きな変化はない。なお、罪名欄は、審理の結果最終的に認定された罪名のうち最も重いものが表示されているため、必ずしも裁判員裁判対象罪名であるとは限らない。

図表 1 新受人員，終局人員及び未済人員の推移（庁別）

	累 計			平成21年			平成22年			平成23年			平成24年(5月末)		
	新受	終局	未済	新受	終局	未済	新受	終局	未済	新受	終局	未済	新受	終局	未済
総数	4,862	3,884	978	1,142	148	994	1,591	1,530	1,055	1,617	1,568	1,104	512	638	978
東京地裁本庁	431	337	94	98	9	89	149	138	100	138	136	102	46	54	94
東京地裁立川支部	156	117	39	43	4	39	51	54	36	46	40	42	16	19	39
横浜地裁本庁	241	190	51	41	3	38	82	65	55	88	84	59	30	38	51
横浜地裁小田原支部	39	33	6	9	2	7	9	12	4	20	12	12	1	7	6
さいたま地裁本庁	234	176	58	59	7	52	74	68	58	67	77	48	34	24	58
千葉地裁本庁	526	433	93	115	14	101	175	143	133	194	202	125	42	74	93
水戸地裁本庁	98	87	11	22	1	21	38	48	11	29	25	15	9	13	11
宇都宮地裁本庁	79	64	15	16	1	15	26	26	15	26	26	15	11	11	15
前橋地裁本庁	78	68	10	21	1	20	22	33	9	24	20	13	11	14	10
静岡地裁本庁	26	24	2	4	-	4	8	9	3	12	8	7	2	7	2
静岡地裁沼津支部	45	37	8	11	2	9	13	14	8	16	13	11	5	8	8
静岡地裁浜松支部	25	17	8	5	1	4	8	6	6	8	7	7	4	3	8
甲府地裁本庁	38	29	9	8	2	6	10	9	7	15	12	10	5	6	9
長野地裁本庁	38	30	8	11	1	10	12	14	8	10	11	7	5	4	8
長野地裁松本支部	26	21	5	7	1	6	9	7	8	7	11	4	3	2	5
新潟地裁本庁	46	41	5	7	-	7	17	17	7	20	14	13	2	10	5
大阪地裁本庁	407	303	104	108	12	96	119	126	89	130	113	106	50	52	104
大阪地裁堺支部	134	89	45	29	1	28	43	38	33	42	41	34	20	9	45
京都地裁本庁	92	74	18	20	3	17	35	22	30	26	35	21	11	14	18
神戸地裁本庁	137	110	27	31	4	27	52	48	31	35	43	23	19	15	27
神戸地裁姫路支部	44	36	8	20	1	19	12	19	12	9	14	7	3	2	8
奈良地裁本庁	42	28	14	9	4	5	11	7	9	13	11	11	9	6	14
大津地裁本庁	50	42	8	18	6	12	10	12	10	17	18	9	5	6	8
和歌山地裁本庁	40	36	4	10	2	8	19	18	9	11	11	9	-	5	4
名古屋地裁本庁	229	189	40	63	4	59	67	74	52	88	77	63	11	34	40
名古屋地裁岡崎支部	69	52	17	13	1	12	21	18	15	25	21	19	10	12	17
津地裁本庁	54	34	20	7	1	6	16	12	10	21	15	16	10	6	20
岐阜地裁本庁	66	58	8	17	4	13	25	21	17	18	23	12	6	10	8
福井地裁本庁	22	14	8	3	1	2	7	4	5	12	7	10	-	2	8
金沢地裁本庁	29	23	6	7	-	7	10	8	9	10	11	8	2	4	6
富山地裁本庁	22	16	6	1	1	-	10	7	3	8	4	7	3	4	6
広島地裁本庁	103	74	29	23	4	19	36	24	31	33	34	30	11	12	29
山口地裁本庁	36	24	12	7	2	5	8	11	2	11	5	8	10	6	12
岡山地裁本庁	72	58	14	13	3	10	27	16	21	27	29	19	5	10	14
鳥取地裁本庁	11	9	2	5	2	3	2	3	2	4	3	3	-	1	2
松江地裁本庁	10	8	2	3	1	2	1	2	1	4	3	2	2	2	2
福岡地裁本庁	169	149	20	43	5	38	61	64	35	56	56	35	9	24	20
福岡地裁小倉支部	48	42	6	10	-	10	17	22	5	14	14	5	7	6	6
佐賀地裁本庁	27	20	7	7	1	6	5	9	2	8	6	4	7	4	7
長崎地裁本庁	33	27	6	14	2	12	6	15	3	8	5	6	5	5	6
大分地裁本庁	40	33	7	6	1	5	13	11	7	16	17	6	5	4	7
熊本地裁本庁	48	40	8	13	4	9	13	17	5	20	11	14	2	8	8
鹿児島地裁本庁	68	59	9	19	3	16	17	20	13	29	26	16	3	10	9
宮崎地裁本庁	34	22	12	6	2	4	9	9	4	11	8	7	8	3	12
那覇地裁本庁	54	48	6	15	1	14	18	24	8	16	19	5	5	4	6
仙台地裁本庁	73	65	8	18	6	12	28	29	11	26	17	20	1	13	8
福島地裁本庁	25	25	-	2	1	1	7	4	4	16	16	4	-	4	-
福島地裁郡山支部	52	48	4	14	2	12	24	21	15	11	22	4	3	3	4
山形地裁本庁	28	22	6	5	1	4	10	8	6	9	11	4	4	2	6
盛岡地裁本庁	19	13	6	2	-	2	6	4	4	7	6	5	4	3	6
秋田地裁本庁	13	11	2	3	1	2	5	3	4	4	4	4	1	3	2
青森地裁本庁	46	38	8	7	2	5	23	17	11	11	15	7	5	4	8
札幌地裁本庁	109	86	23	30	4	26	39	35	30	30	37	23	10	10	23
函館地裁本庁	18	14	4	2	-	2	6	5	3	7	7	3	3	2	4
旭川地裁本庁	15	15	-	5	-	5	6	6	5	4	8	1	-	1	-
釧路地裁本庁	22	20	2	2	-	2	6	3	5	12	11	6	2	6	2
高松地裁本庁	47	40	7	7	1	6	19	18	7	16	13	10	5	8	7
徳島地裁本庁	24	18	6	7	2	5	5	7	3	7	8	2	5	1	6
高知地裁本庁	23	21	2	13	1	12	3	14	1	6	5	2	1	1	2
松山地裁本庁	32	27	5	8	2	6	11	12	5	9	10	4	4	3	5

（注） 追起訴があっても1人として計上している実人員である。

図表2 新受人員の推移（罪名別）

	累計	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年 (5月末)
総数	5,342	1,196	1,797	1,785	564
強盗致傷	1,304	295	468	411	130
殺人	1,118	270	350	371	127
現住建造物等放火	510	98	179	167	66
覚せい剤取締法違反	449	90	153	173	33
傷害致死	438	70	141	169	58
(準)強姦致死傷	379	88	111	137	43
(準)強制わいせつ致死傷	308	58	105	105	40
強盗強姦	258	61	99	83	15
強盗致死(強盗殺人)	145	51	43	37	14
偽造通貨行使	134	34	60	30	10
通貨偽造	59	14	18	20	7
危険運転致死	57	13	17	20	7
逮捕監禁致死	43	4	18	21	-
集団(準)強姦致死傷	34	13	2	17	2
保護責任者遺棄致死	30	7	9	12	2
銃砲刀剣類所持等取締法違反	22	13	5	3	1
爆発物取締罰則違反	11	6	-	-	5
組織的犯罪処罰法違反	11	6	5	-	-
麻薬特例法違反	11	1	5	3	2
麻薬及び向精神薬取締法違反	6	1	3	1	1
身の代金拐取	3	-	3	-	-
拐取者身の代金取得等	-	-	-	-	-
強盗強姦致死	-	-	-	-	-
その他	12	3	3	5	1

(注) 1 追起訴を含む延べ人員である。

2 未遂処罰規定のある罪名については、未遂のものを含む。

図表3 終局結果の比較（罪名別）

	裁判官裁判（平成18年～平成20年）								裁判員裁判（制度施行～平成24年5月末）							
	終局 人員	有罪	有罪・ 一部 無罪	無罪		家裁へ 移送		その他	終局 人員	有罪	有罪・ 一部 無罪	無罪		家裁へ 移送		その他
総数	7,522	7,224	19	44	(0.6)	5	(0.07)	230	3,884	3,769	10	18	(0.5)	4	(0.11)	83
強盗致傷	1,935	1,823	1	4	(0.2)	2	(0.11)	105	918	892	1	1	(0.1)	3	(0.33)	21
殺人	1,822	1,774	4	15	(0.8)	-		29	873	853	2	4	(0.5)	-		14
現住建造物等放火	758	731	2	9	(1.2)	-		16	356	346	3	-		-		7
覚せい剤取締法違反	178	173	2	1	(0.6)	-		2	353	334	1	8	(2.3)	-		10
傷害致死	585	571	3	4	(0.7)	2	(0.34)	5	339	332	-	2	(0.6)	1	(0.30)	4
(準) 強姦致死傷	582	554	4	5	(0.9)	-		19	224	213	-	-		-		11
(準) 強制わいせつ致死傷	387	376	-	2	(0.5)	-		9	195	194	1	-		-		-
強盗強姦	221	200	1	-		-		20	116	106	-	-		-		10
強盗致死（強盗殺人）	262	251	1	1	(0.4)	1	(0.39)	8	109	107	-	1	(0.9)	-		1
麻薬特例法違反	281	280	-	-		-		1	88	88	-	-		-		-
偽造通貨行使	117	111	-	1	(0.9)	-		5	75	75	-	-		-		-
逮捕監禁致死	31	31	-	-		-		-	46	46	-	-		-		-
危険運転致死	130	126	1	1	(0.8)	-		2	43	43	-	-		-		-
保護責任者遺棄致死	31	30	-	-		-		1	24	23	-	1	(4.2)	-		-
集団（準）強姦致死傷	51	51	-	-		-		-	22	21	-	-		-		1
銃砲刀剣類所持等取締法違反	71	65	-	-		-		6	16	16	-	-		-		-
傷害	-	-	-	-		-		-	15	15	-	-		-		-
強盗	-	-	-	-		-		-	14	14	-	-		-		-
通貨偽造	38	36	-	-		-		2	13	11	-	-		-		2
(準) 強姦	-	-	-	-		-		-	7	7	-	-		-		-
爆発物取締罰則違反	8	8	-	-		-		-	6	5	-	-		-		1
麻薬及び向精神薬取締法違反	5	5	-	-		-		-	6	6	-	-		-		-
組織的犯罪処罰法違反	8	8	-	-		-		-	5	4	-	1	(20.0)	-		-
窃盗	-	-	-	-		-		-	4	3	1	-		-		-
自殺関与及び同意殺人	-	-	-	-		-		-	3	3	-	-		-		-
拐取者身の代金取得等	9	9	-	-		-		-	3	3	-	-		-		-
非現住建造物等放火	-	-	-	-		-		-	2	2	-	-		-		-
集団（準）強姦	-	-	-	-		-		-	2	2	-	-		-		-
建造物等以外放火	-	-	-	-		-		-	1	1	-	-		-		-
激発物破裂	2	2	-	-		-		-	1	1	-	-		-		-
ガス漏出等致死	-	-	-	-		-		-	1	1	-	-		-		-
(準) 強制わいせつ	-	-	-	-		-		-	1	1	-	-		-		-
暴行	-	-	-	-		-		-	1	1	-	-		-		-
海賊行為処罰法違反	-	-	-	-		-		-	1	-	-	-		-		1
道路交通法違反	-	-	-	-		-		-	1	-	1	-		-		-
身の代金拐取	6	6	-	-		-		-	-	-	-	-		-		-
特別公務員暴行陵虐致死	3	2	-	1	(33.3)	-		-	-	-	-	-		-		-
航空機の強取等の処罰に関する法律違反	1	1	-	-		-		-	-	-	-	-		-		-

- （注）1 「その他」は、公訴棄却、移送（少年法55条による家裁移送を除く。）等である。
2 未遂処罰規定のある罪名については、未遂のものを含む。
3 有罪（一部無罪を含む。）の場合は処断罪名を、無罪、その他の場合は終局時において当該事件について掲げられている訴因の罪名のうち、裁判員裁判対象罪名（裁判員裁判対象罪名の事件が複数あるときは、法定刑が最も重いもの）を、それぞれ計上した。
4 （ ）は判決人員（有罪、有罪・一部無罪、無罪及び家裁へ移送）に対する割合（％）である。

○ 裁判員裁判の公判準備について

（「裁判員裁判実施状況の検証報告書」第3・第一審，1・裁判員裁判の公判準備（同報告書8頁～15頁）」より）

第3 第一審

1 裁判員裁判の公判準備

（1）審理期間，公判準備，公判前整理手続

公訴が提起されてから判決の言渡しまでの期間が審理期間であり，事件が係属して終局するまでの全期間をいう。そのうち，事件が係属してから第1回公判が開始されるまでの期間が公判準備期間である。公判準備期間は更に，起訴後公判前整理手続に付する裁判所の決定があるまでの期間，公判前整理手続期間，公判前整理手続終了後第1回公判までの期間に分けられる。公判準備期間の中核をなすのは公判前整理手続であるが，その前後の期間も含めた公判準備期間全体を準備活動の主体や内容に即して4段階に分けると，次のようになる（図表17のa～d参照）。

第1段階(a)は，裁判員裁判対象事件の起訴から，公判前整理手続に付する裁判所の決定を経て，検察官が証明予定事実記載書面を提出し，証拠請求をするまでの期間である。もとより弁護人の活動もスタートしているが，次の段階との関係では，検察官の側の準備活動が適切・迅速に行われるかがここでの重要なポイントとなる。

第2段階(b)は，その後，弁護人が予定主張を明示するまでの期間である。この期間には，検察官から請求証拠が開示され，弁護人は，これを受けて，自らの予定主張等の準備を行う。そして，検察官請求証拠の信用性等を判断するために，いわゆる類型証拠の開示を請求することができるが，この請求を待つことなく，検察官の側で任意に類型証拠を開示する運用も行われている。

第3段階(c)は，その後，裁判所が公判期日を指定するまでの期間である。この期間には，裁判所の主宰のもと，当事者双方の主張や公判廷で取り調べる証拠を整理し，具体的な審理予定の見込みが立った段階で公判期日を指定する。弁護人は，自らの予定主張に関連する検察官手持ち証拠の開示を求めることもできる。

第4段階(d)は，公判期日が指定されてから，第1回公判期日までの期間である。この間に，残された争点と証拠の整理を終えて公判前整理手続を終結させるほか，裁判員候補者の選定，呼出状の送付などが行われ，裁判員選任手続期日に裁判員が選任される。

（2）手続の基本的な考え方

裁判員裁判では公判前整理手続は必要とされている（裁判員法49条）。裁判員にとって分かりやすい公判審理を実施するためには，事前に，適切な争点整理を行い，事件の核心となる争点の判断のために必要かつ十分な証拠の種類・範囲について，当事者や裁判所の間で認識を共通にする作業が不可欠であるとの考え方に基づく。

争点や証拠に関して，整理された内容・結果が適切なものとなっていなければ，それらを反映した公判が円滑に実施できないことは言うまでもないが，公判前整理手続のプロセスが合理的なものかどうか，その後の公判のありように関わる重要なファクターとなる。各種の手続法規が履践されているかももちろんであるが，さらに，公判前整理手続に要する期間が合理性を持ったものかどうか，見過ごせないポイントといえる。人証を主体とした分かりやすい公判（後記2(3)イ参照）を実現するためには，事件に関する関係者の記憶が新鮮さを保持している間に，証人尋問等の証拠調べを実施することが不可欠である。また，起訴後，審理を迅速に開始することにより，勾留されている被告人

の身柄拘束期間をできる限り短くすることは、被告人の正当な利益の保障として重要である。したがって、公判前整理手続は事案に見合った合理的期間内に終了し、できるだけ早期に公判が開かれることが期待されている。

(3) 公判前整理手続の状況

審理期間のうち、公判前整理手続に付する旨の決定までの期間はごく限られており、公判前整理手続終了から第1回公判までの期間も事件によってさほど変動するものではない。また、いったん公判が開始されると、ごく一部の事件を除いて連続して法廷が開かれ、評議判決までの期間も限られている。したがって、審理期間の長さを決定するのは、もっぱら公判前整理手続期間ということになる。

公判前整理手続期間は、**図表18**のとおり、自白事件においても、否認事件においても長期化する傾向にあり、それが事件全体の審理期間を裁判官による裁判に比して長期のものとしている。すなわち、自白事件の公判前整理手続期間は、制度施行直後は2.8月であったが、平成22年は4.6月、23年、24年にはいずれも5.0月と長期化している。また、否認事件についても平成21年の3.1月から、22年には6.8月、23年には8.3月、24年には8.6月とかなり大幅に長期化している。

裁判官による裁判では、公判期日の間に相当の間隔があった一方、公判前整理手続期間自体は比較的短期間で終了していた。裁判員裁判のもとでは、上記のような公判前整理手続期間の長期化により、平均審理期間は裁判官裁判時代よりもかなり長期化している。実際、否認事件においては、公判前整理手続期間だけで、裁判官裁判時代の平均審理期間以上の期間を要するようになっている。

(4) 長期化の実情とその要因

ア はじめに

裁判員裁判全般において公判前整理手続期間が長期化した要因を検討するためには、長期化を招くような特殊要因のない事件を取り上げて検討することが有用である。追起訴や鑑定手続実施決定があると、公判前整理手続期間は長期化する(**図表19**、**20**)。また、公判前整理手続に付する決定から1年以上経過しても公判期日が指定されていない事件の中には、これらのほか、弁護人の辞任・解任という長期化要因が発生したものもある(**図表21**)。このほか、訴因変更のある事件や要通訳事件も、長期化しやすいと考えられる。

そこで、今回の報告では、これらの特殊要因のある事件は別として、一般的な事件に関するデータをもとに、公判前整理手続の長期化の実情と課題を検討する。

イ 自白事件における検討

鑑定、追起訴、弁護人辞任という特殊な要因のほか、長期化の要因となり得る訴因変更や要通訳事件という特別の事情をできるだけ排除し、かつ、審理日数(公判審理、評議、判決宣告を行った日の合計数)が4日以内である自白事件を対象に検討することとする。

図表22は、平成24年5月末までに終局したその種の事件を対象として、公判準備の手続段階別所要期間の平均日数を、起訴された月ごとにグラフ化したものである(平成23年6月までの起訴分は24年5月末までにすべて終局しているので、23年6月起訴分までは確定値である。平成23年7月以降の起訴分については、終局していない事件の数値が含まれていないため、今後、更に平均日数が長くなることも見込まれる。)。グラフの最上段は、これらの事件全体につき、平均日数を示している。

この3年間の平均審理期間は162.3日(5.4月)で、検察官の証明予定事実記載書面の提出までに要した期間(上記(1)における(a)の期間)は19.4日、弁護人の予定主張記載書面の提出に要し

た期間(b)は36.7日、法曹三者での打合せに要した期間(c)が40.5日、公判期日の指定から第1回公判期日までには要した期間(d)が62.1日、第1回公判期日から判決までの期間（実審理期間）が3.6日である。またこの間に概ね4回の整理期日が設けられている。その期日の間隔は**図表23**のとおりである。

以上に基づき、当月の起訴分がすべて終局している平成23年6月までの事件について、その全体傾向をみると、次の点を指摘することができる。

- ① 検察官による証明予定事実の提出までの期間は、20日間を超える場合が多かったが、その後2週間程度に短縮されている。
- ② 弁護人による予定主張記載書面の提出までには30～40日を要している。
- ③ 法曹三者による打合せには40日前後を要している。
- ④ 公判期日の指定から第1回公判までには60日前後を要している。
- ⑤ 平均すると、第1回整理期日は検察官の証明予定事実記載書面の提出後間もなく行われ、第2回整理期日は弁護人の予定主張記載書面の提出後間もなく行われている。第3回、第4回は法曹三者の打合せ期間中に行われていたが、最近では第4回は公判期日指定後、第1回公判までの間に行われている（この点については後述する。）。整理期日の間隔は、概ね20日強から30日の間である。

同じデータを審理期間の長短別に分類整理したのが**図表24**である。審理期間の長短に関わらず、公判期日の指定から第1回公判までの期間にはほとんど変化がない。また、検察官の証明予定事実記載書面の提出までの期間は、審理期間が長い事件については若干長期化の傾向を示しているが、それでも1月以内とその影響は少ない。これに対し、弁護人の予定主張記載書面の提出までの期間は、審理期間が90日以下の事件では平均12.5日であるのに対し、241日以上審理期間を要した事件では60日以上と大きく延びており、また、その種の事件では法曹三者の打合せの期間も122日にも及ぶなど長期化が顕著である。

自白事件であるということ、換言すればもっぱら量刑が問題となる事件であるということを前提として以上のデータを検討すると、次のような点を指摘することができるであろう。

- ① 検察官の証明予定事実記載書面の提出までの期間については改善されてきているが、弁護人の予定主張記載書面の提出までの期間については短縮化の傾向がうかがわれない。これには検察官による証拠の開示という問題もあるが、裁判員裁判の経験がどのように蓄積されているかという弁護態勢全体に関する観点からの検証が求められているように思われる。
- ② 法曹三者の打合せに要する期間についても、長きに過ぎるのではないかと疑問を免れないように思われる。自白事件であることからすれば、量刑に影響する事実関係に争いがある事件であっても、より短い期間で打合せを終えることが可能であろう。両当事者が、量刑に関して核心的な争点は何かを見極め、審理イメージを共有化していく作業が円滑にされていないことが最大の理由であろうと思われる。公判前整理手続の経験を積み重ねていくことで合理的な短縮を考えていく必要がある。また、法曹三者の打合せの期日間隔が20～30日と空いているのも、実際の必要性という観点からの検証が必要であろう。
- ③ 公判期日の指定から第1回公判期日までの期間が、平均60日前後と最も長期間を要している。この期間については裁判員規則上6週間以上とすることが求められているが、実際には9週間を要しているわけである。呼出状発送に先立つ裁判員候補者の旅費計算等の事務手続のほか、まとまった期日指定の障害となる弁護人の都合など、もっぱら現実的、技術的問題が中心となる。この関係で、最近では、公判前整理手続の終了前に、大まかな審理計画に基づき公判

期日を指定して、弁護人の期日確保に努めるといった工夫もされてきているようである（この期間に第4回の整理期日が行われているのはそのためである。）。

裁判員裁判のもとで、従来の裁判官による裁判に比しても審理期間が長期化しているという現状は問題であろう。それぞれの段階で各関係者にはそれなりの理由があることは想像に難くないが、一度運用が定着すればこれを改めることは極めて困難になるであろう。関係者の相互理解のもとに健全な運用を重ね短縮化の努力を続けていくことが必要である。

ウ 否認事件における検討

次に、否認事件について検討するが、自白事件と同様に特殊な長期化要因をできるだけ排除し、追起訴、鑑定、弁護人辞任、訴因変更及び通訳という要因がない事件を対象とする。また、否認事件では典型的に自白事件よりも審理日数が長くなると予想されることから、審理日数が7日以内の事件を対象を限定して検討することとする。**図表25**は、**図表22**と同様に、平成24年5月末までに終局した事件を対象として、公判準備の手続段階別に要した期間の平均日数を、起訴された月ごとにグラフ化したものである（ただし、平成24年5月末において、23年3月までの起訴分は90%以上が終局しているが、23年4月以降の起訴分については終局した事件の割合が次第に低下する。このため、今後終局事件が増えるのに伴って平均日数が増加することが見込まれるので、各月に起訴された事件全体の処理状況を示したものとはいえない。）。グラフの最上段は、これらの事件全体につき、手続段階別に要した期間の平均日数を示している。

否認事件のデータは、月別のデータからもうかがわれるとおり、自白事件のように均質的ではなく、事件によって大きな変動がある。

全体の平均審理期間は、236.0日（7.9月）で、検察官の証明予定事実記載書面の提出まで（上記(1)における(a)の期間）は20.6日、弁護人の予定主張記載書面の提出まで(b)は50.0日、法曹三者の打合せ(c)が96.5日、公判期日の指定から第1回公判期日まで(d)が62.5日、実審理期間が6.4日である。この間に概ね6回の整理期日が設けられている。その間隔は、**図表26**のとおりである。

以上によると、次の点を指摘することができる。

- ① 検察官の証明予定事実記載書面の提出までの期間は、自白事件の場合とほぼ同程度であり、自白事件同様に短縮化の傾向がみられる。
- ② 弁護人による予定主張記載書面の提出までの期間は、短いもので35日強、長いもので90日強と事件によるばらつきが大きく、また自白事件の1.4倍と長期化している。
- ③ 法曹三者による打合せに要する期間は、60日強から130日強までと、事件によるばらつきが大きく、自白事件の2.4倍という長期間を要している。
- ④ 公判期日の指定から第1回公判期日までの期間は、自白事件同様60日前後であり、事件による変動はみられない。
- ⑤ 第1回整理期日は、自白事件同様検察官の証明予定事実記載書面の提出後間もなく開かれている。第2回は弁護人の予定主張記載書面提出前に、第3回から第6回は法曹三者の打合せ期間に行われているが、第6回については、自白事件でみられたように、公判期日指定後第1回公判期日までの間に開かれることも少なくない。

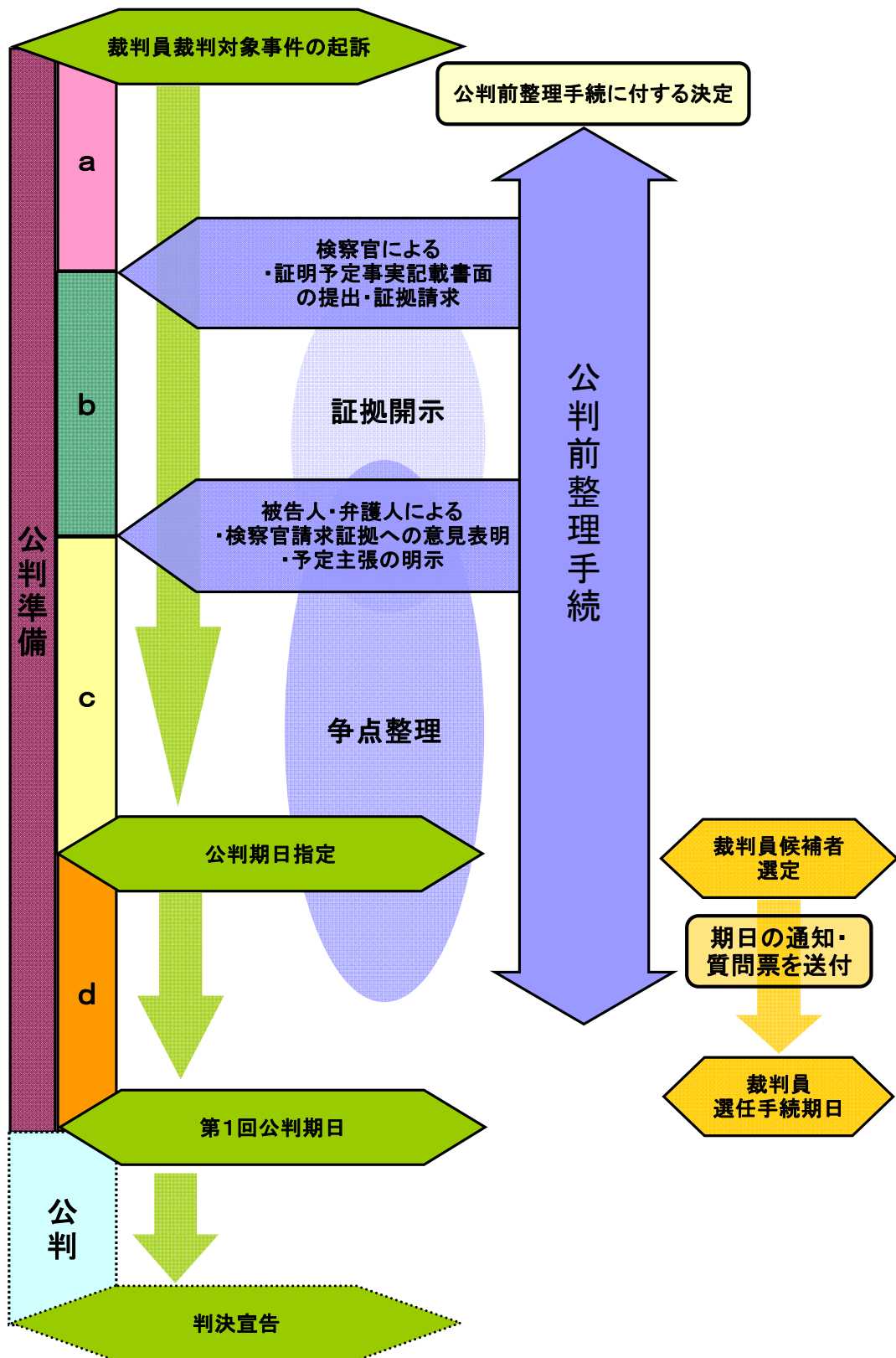
同じデータを審理期間の長さに従って整理したのが**図表27**である。これによると、自白事件の場合と同様に、検察官の証明予定事実記載書面が提出されるまでの期間は、審理に長期を要する事件でも数日から10日程度延びているだけであり、余り変化がないが、弁護人の予定主張記載書面

提出までの期間は 21 日から 80 日と大幅に延びており、法曹三者の打合せの期間も最短 13 日から最長 203 日と長期化が著しい。

上記のデータをもとに推測すると、

- ① 否認事件については、争いの程度に応じて審理の複雑さに大きな差異があることや、争いがあるため当事者間の対立が先鋭化しがちであることが、当事者の準備期間、法曹三者の打合せ期間に大きく影響していると思われる。
- ② 自白事件以上に、経験による蓄積から一定のルール、取扱い慣行を導き出すことが困難であり、未だ関係者が手探りの状態で準備を進めているのではないかと思われる。特に弁護人側は、態勢基盤の充実が自白事件以上に課題となろう。
- ③ しかし、これらのデータは、鑑定、追起訴といった特に長期化しやすい事由を除いた否認事件に関するものであることを考慮すると、特に、弁護人の予定主張記載書面の提出、法曹三者の打合せについては、今後、合理化、短縮化に向けた努力が払われる必要があろう。

図表 1 7 公判準備の流れ



図表18 平均審理期間及び平均公判前整理手続期間の比較（自白否認別）

		裁判官裁判 (平成18年 ～ 平成20年)	裁判員裁判				
			累計	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年 (5月末)
総数	判決人員	3,080	3,801	142	1,506	1,525	628
	平均審理期間（月）	6.6	8.5	5.0	8.3	8.9	8.8
	うち公判前整理手続期間 の平均(月)	2.9	5.9	2.8	5.4	6.4	6.6
	うち公判前整理手続以外 に要した期間の平均(月)	3.7	2.6	2.2	2.9	2.5	2.2
自白	判決人員	1,783	2,310	114	970	885	341
	平均審理期間（月）	5.3	7.2	4.8	7.4	7.4	7.1
	うち公判前整理手続期間 の平均(月)	2.4	4.7	2.8	4.6	5.0	5.0
	うち公判前整理手続以外 に要した期間の平均(月)	2.9	2.5	2.0	2.8	2.4	2.1
否認	判決人員	1,297	1,491	28	536	640	287
	平均審理期間（月）	8.3	10.4	5.6	9.8	10.9	10.9
	うち公判前整理手続期間 の平均(月)	3.7	7.7	3.1	6.8	8.3	8.6
	うち公判前整理手続以外 に要した期間の平均(月)	4.6	2.7	2.5	3.0	2.6	2.3

- （注）1 審理期間とは、起訴から終局までの期間であり、公判準備期間を含む。
2 裁判官裁判は、公判前整理手続に付された裁判員裁判対象罪名の事件のうち、有罪（一部無罪を含む。）及び無罪人員を基に算出した。

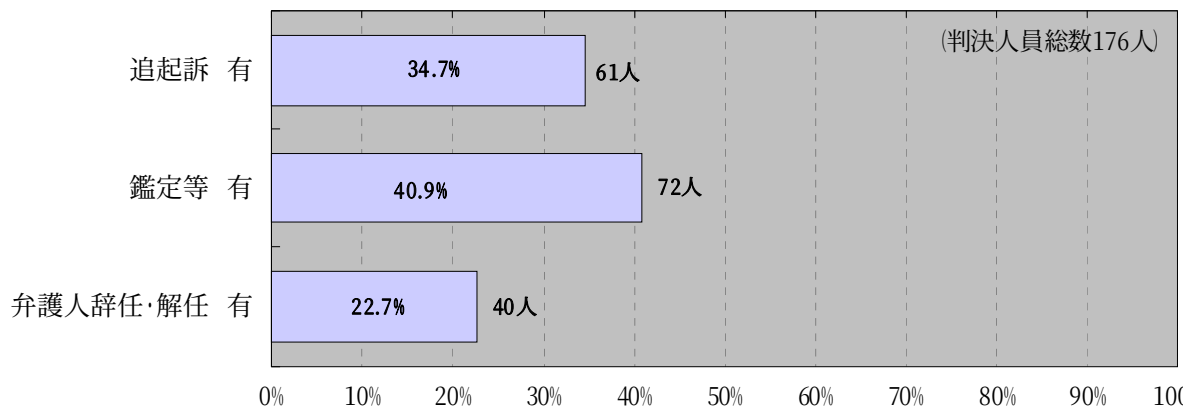
図表 1 9 平均公判前整理手続期間の推移（追起訴の有無別）

		累計	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年 (5月末)
総数	判決人員	3,801	142	1,506	1,525	628
	平均公判前整理 手続期間(月)	5.9	2.8	5.4	6.4	6.6
追起訴 有	判決人員	1,176	28	474	475	199
	平均公判前整理 手続期間(月)	6.7	3.2	5.9	7.2	8.0
追起訴 無	判決人員	2,625	114	1,032	1,050	429
	平均公判前整理 手続期間(月)	5.5	2.8	5.2	6.0	5.9

図表 2 0 平均公判前整理手続期間の推移（鑑定実施決定の有無別）

		累計	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年 (5月末)
総数	判決人員	3,801	142	1,506	1,525	628
	平均公判前整理 手続期間(月)	5.9	2.8	5.4	6.4	6.6
鑑定実施決定 有	判決人員	125	-	43	57	25
	平均公判前整理 手続期間(月)	11.9	-	10.7	12.5	12.4
鑑定実施決定 無	判決人員	3,676	142	1,463	1,468	603
	平均公判前整理 手続期間(月)	5.7	2.8	5.3	6.1	6.4

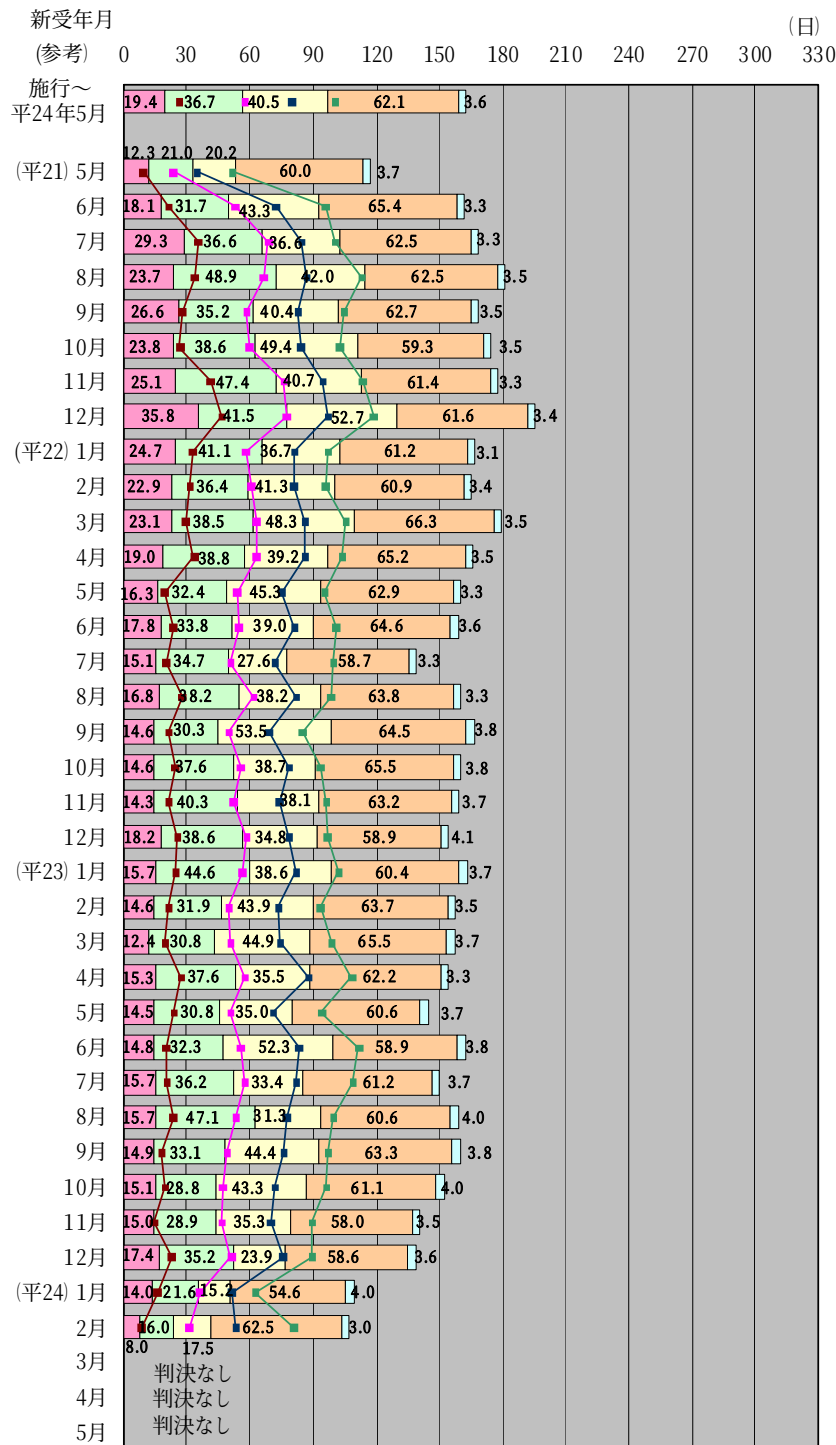
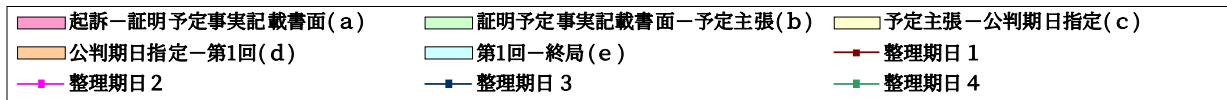
図表 2 1 公判前整理手続に付する決定をした日から公判期日を指定した日までの
期間が1年（365日）を超える事件の特性



(注) 1 複数の特性を有するものは、それぞれの特性に計上した。

2 「鑑定等 有」とは、裁判所の鑑定手続実施決定が行われたもののほか、起訴前に捜査機関による鑑定が行われたもの及び当事者から鑑定に関する主張が行われたものをいう。

図表 2 2 公判前整理手続段階別の平均日数
【鑑定・追起訴等を含まない自白事件（審理日数 4 日以内）・起訴月別】



新受年・月		新受人員		平均 審理 期間 (日)
		うち判決人員 (割合)	うち審理日 数4日以内	
施行～ 平24年5月	1,239	968 (78.1%)	873	162.3
(平成21) 5月	7	7 (100.0%)	6	117.2
6月	33	33 (100.0%)	30	161.8
7月	36	36 (100.0%)	35	168.2
8月	36	36 (100.0%)	33	180.6
9月	38	38 (100.0%)	34	168.4
10月	33	33 (100.0%)	33	174.6
11月	29	29 (100.0%)	29	177.9
12月	42	42 (100.0%)	42	195.0
(平成22) 1月	20	20 (100.0%)	20	166.7
2月	27	27 (100.0%)	26	165.0
3月	51	51 (100.0%)	46	179.8
4月	38	38 (100.0%)	33	165.8
5月	22	22 (100.0%)	19	160.2
6月	45	45 (100.0%)	38	158.8
7月	31	31 (100.0%)	29	139.3
8月	29	29 (100.0%)	18	160.3
9月	25	25 (100.0%)	24	166.6
10月	28	28 (100.0%)	22	160.3
11月	29	29 (100.0%)	28	159.5
12月	38	38 (100.0%)	31	154.5
(平成23) 1月	21	21 (100.0%)	18	163.1
2月	22	22 (100.0%)	19	157.7
3月	22	22 (100.0%)	19	157.3
4月	25	25 (100.0%)	25	153.9
5月	29	29 (100.0%)	26	144.5
6月	36	36 (100.0%)	32	162.2
7月	27	26 (96.3%)	23	150.2
8月	34	34 (100.0%)	31	158.6
9月	42	34 (81.0%)	31	159.6
10月	31	27 (87.1%)	24	152.2
11月	38	24 (63.2%)	22	140.6
12月	51	23 (45.1%)	20	138.6
(平成24) 1月	17	6 (35.3%)	5	109.4
2月	42	2 (4.8%)	2	107.0
3月	53	-	-	
4月	45	-	-	
5月	67	-	-	

(注) 1 裁判員裁判対象事件のうち、鑑定、追起訴、訴因変更、通訳及び弁護士辞任・解任を含まない自白事件を対象とした。
 2 整理期日には、事実上の打合せも含む。
 3 平成23年8月までに受理した事件（90%以上が判決に至っている。）においては、各月平均3.8回以上の公判前整理手続期日が開かれていることから、整理期日4までを示した。

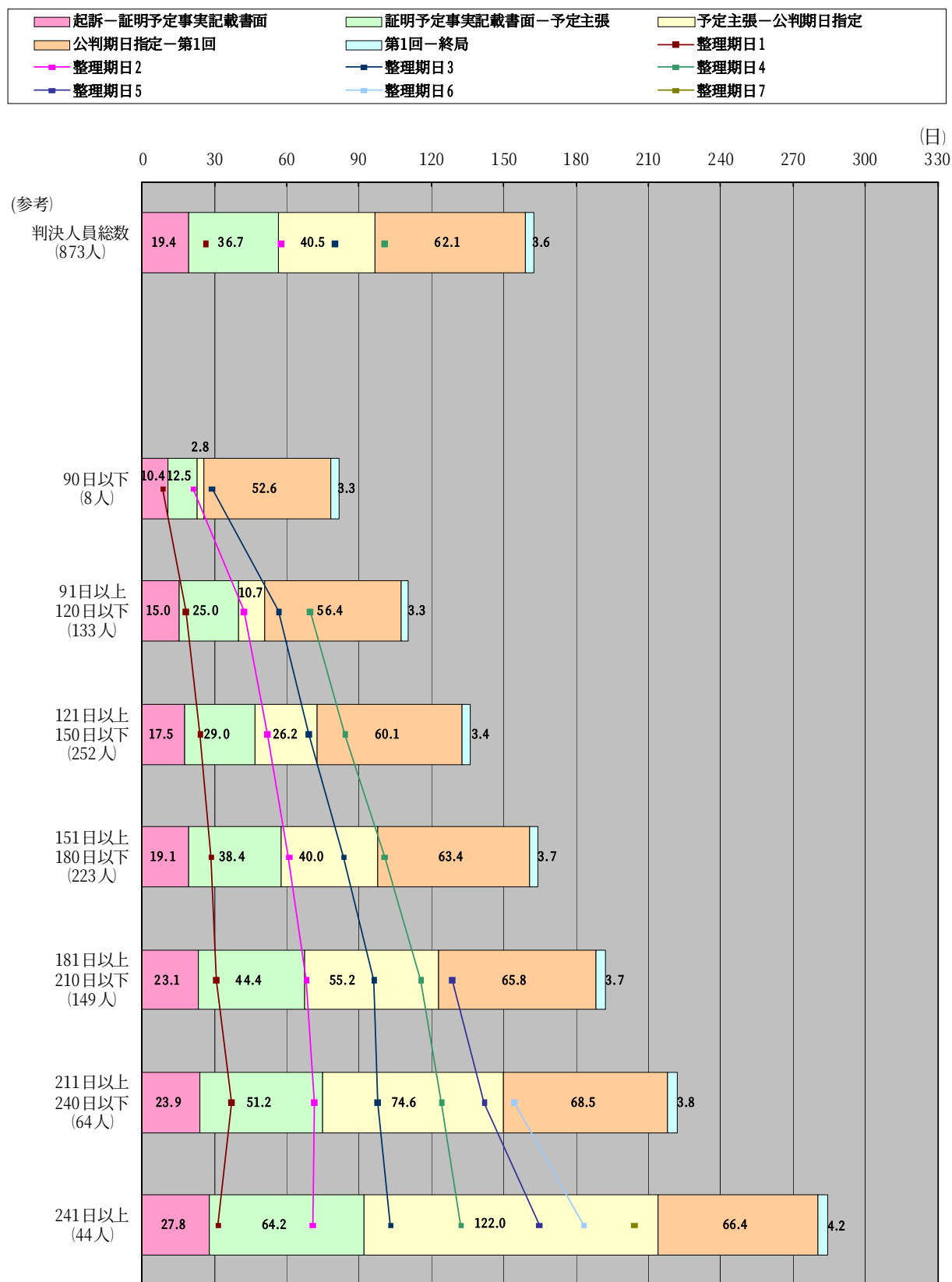
図表 2 3 公判前整理手続の整理期日間の平均日数
【鑑定・追起訴等を含まない自白事件（審理日数4日以内）・起訴月別】

新受年月	起訴日 ） 整理期日1	整理期日1 ） 整理期日2	整理期日2 ） 整理期日3	整理期日3 ） 整理期日4	判決人員 (人)
施行～平成24年5月	26.4	31.4	23.7	21.1	873
平成21年 5月	9.2	14.5	11.2	14.6	6
6月	21.2	31.7	18.3	18.3	30
7月	35.2	33.8	19.4	16.8	35
8月	33.9	34.1	21.6	22.8	33
9月	27.6	31.9	24.9	17.4	34
10月	26.8	33.0	24.9	20.7	33
11月	41.3	34.7	24.3	22.3	29
12月	46.4	33.8	22.1	24.0	42
平成22年 1月	32.9	25.3	25.9	18.1	20
2月	31.8	30.4	21.0	17.9	26
3月	29.5	33.5	24.8	21.7	46
4月	33.3	29.5	24.6	20.5	33
5月	19.5	34.5	24.6	21.5	19
6月	23.6	31.1	27.6	20.2	38
7月	20.4	30.6	21.3	23.5	29
8月	27.7	34.2	20.8	17.1	18
9月	21.2	28.8	19.7	19.3	24
10月	24.5	30.8	26.6	17.5	22
11月	21.4	30.4	22.6	24.5	28
12月	25.5	32.9	19.9	18.5	31
平成23年 1月	24.8	31.5	25.6	22.1	18
2月	21.6	28.2	24.8	18.0	19
3月	19.8	31.1	23.6	21.4	19
4月	27.5	29.9	29.9	21.3	25
5月	24.0	29.3	24.6	22.1	26
6月	20.4	34.8	29.1	26.0	32
7月	20.7	37.0	24.3	26.2	23
8月	23.7	29.4	24.2	22.7	31
9月	18.2	31.0	26.8	21.3	31
10月	19.9	27.2	24.7	26.0	24
11月	14.2	32.6	23.0	19.5	22
12月	23.0	28.2	24.5	19.2	20
平成24年 1月	16.0	20.2	15.2	15.8	5
2月	8.5	22.5	22.5	27.5	2
3月					-
4月					-
5月					-

(注) 1 裁判員裁判対象事件のうち、鑑定、追起訴、訴因変更、通訳及び弁護士辞任・解任を含まない自白事件を対象とした。

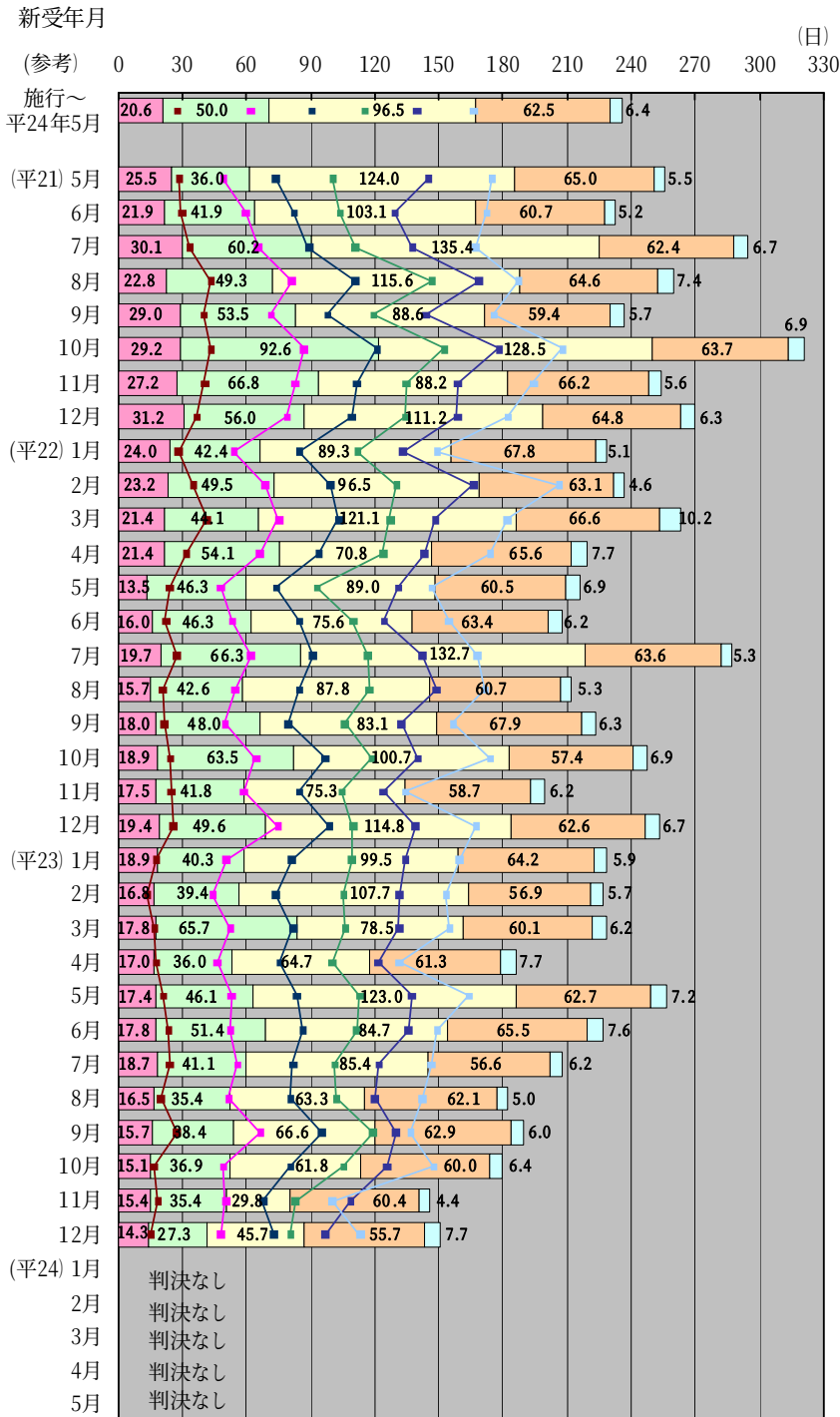
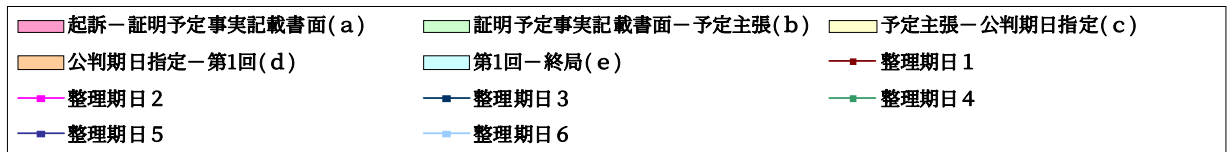
2 整理期日には、事実上の打合せも含む。

図表 2 4 公判前整理手続段階別の平均日数
【鑑定・追起訴等を含まない自白事件（審理日数 4 日以内）・審理期間別】



(注) 1 裁判員裁判対象事件のうち、鑑定、追起訴、訴因変更、通訳及び弁護士辞任・解任を含まない自白事件を対象とした。
2 整理期日には、事実上の打合せも含む。

図表 2 5 公判前整理手続段階別の平均日数
【鑑定・追起訴等を含まない否認事件（審理日数 7 日以内）・起訴月別】



新受年・月	新受人員			平均審理期間(日)
	うち判決人員(割合)	うち審理日数7日以内		
施行～平24年5月	539	434 (80.5%)	388	236.0
(平成21) 5月	2	2 (100.0%)	2	256.0
6月	18	18 (100.0%)	18	232.7
7月	16	16 (100.0%)	15	294.8
8月	17	17 (100.0%)	12	259.7
9月	19	19 (100.0%)	14	236.2
10月	19	18 (94.7%)	16	320.8
11月	14	14 (100.0%)	13	253.9
12月	14	14 (100.0%)	13	269.5
(平成22) 1月	10	10 (100.0%)	8	228.5
2月	20	20 (100.0%)	18	236.8
3月	23	23 (100.0%)	19	263.4
4月	12	12 (100.0%)	9	219.6
5月	11	11 (100.0%)	10	216.2
6月	18	18 (100.0%)	17	207.5
7月	10	10 (100.0%)	9	287.6
8月	13	13 (100.0%)	12	212.0
9月	15	15 (100.0%)	14	223.3
10月	16	15 (93.8%)	14	247.4
11月	19	19 (100.0%)	13	199.5
12月	13	13 (100.0%)	13	253.2
(平成23) 1月	15	15 (100.0%)	15	228.9
2月	11	11 (100.0%)	10	226.5
3月	11	11 (100.0%)	10	228.3
4月	6	5 (83.3%)	3	186.7
5月	28	28 (100.0%)	25	256.4
6月	23	16 (69.6%)	16	226.9
7月	18	12 (66.7%)	11	208.0
8月	18	16 (88.9%)	16	182.3
9月	13	7 (53.8%)	7	189.6
10月	21	8 (38.1%)	8	180.1
11月	18	5 (27.8%)	5	145.4
12月	18	3 (16.7%)	3	150.7
(平成24) 1月	5	-	-	
2月	15	-	-	
3月	10	-	-	
4月	6	-	-	
5月	4	-	-	

(注) 1 裁判員裁判対象事件のうち、鑑定、追起訴、訴因変更、通訳及び弁護士辞任・解任を含まない否認事件を対象とした。
 2 整理期日には、事実上の打合せも含む。
 3 平成23年3月までに受理した事件（90%以上が判決に至っている。）においては、各月平均5.9回以上の公判前整理手続期日が開かれていることから、整理期日6までを示した。

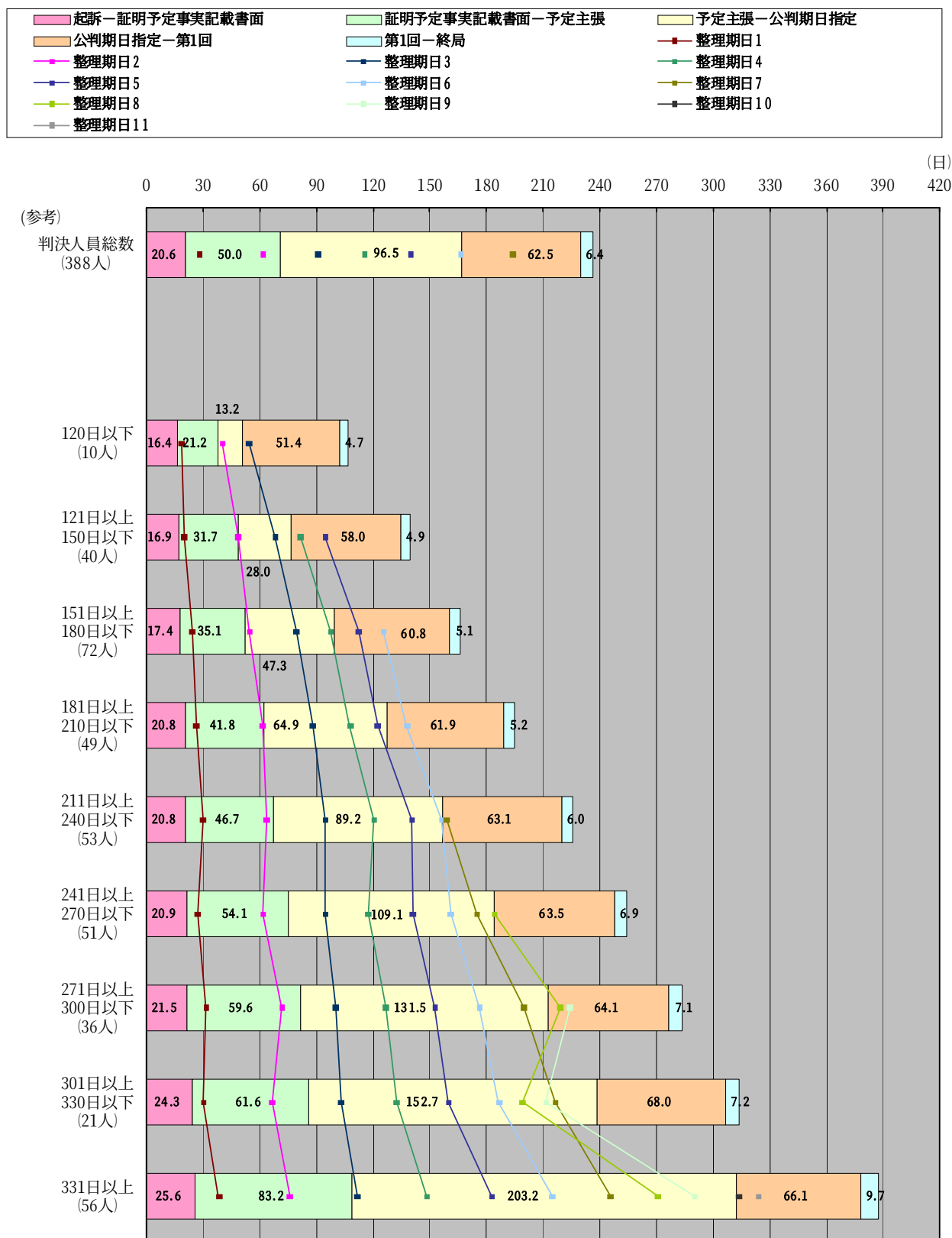
図表 2 6 公判前整理手続の整理期日間の平均日数
【鑑定・追起訴等を含まない否認事件（審理日数7日以内）・起訴月別】

新受年月	起訴日 }	整理期日1 }	整理期日2 }	整理期日3 }	整理期日4 }	整理期日5 }	判決人員 (人)
	整理期日1	整理期日2	整理期日3	整理期日4	整理期日5	整理期日6	
施行～平成24年5月	27.9	33.9	28.8	25.4	23.5	22.9	388
平成21年 5月	28.5	21.0	24.0	27.0	33.0	30.0	2
6月	29.7	29.8	21.8	25.3	21.4	29.8	18
7月	33.5	31.9	23.7	21.7	26.7	24.0	15
8月	43.3	37.8	29.9	31.3	23.2	18.6	12
9月	40.1	31.6	26.4	22.0	21.9	25.5	14
10月	43.5	43.1	34.6	30.5	25.7	22.7	16
11月	40.4	42.4	28.9	23.8	23.7	25.4	13
12月	36.8	42.2	31.3	25.4	23.3	23.8	13
平成22年 1月	28.3	26.0	30.8	27.0	21.0	16.1	8
2月	35.4	33.2	30.8	27.9	28.2	32.9	18
3月	41.5	33.6	28.1	24.0	21.2	29.8	19
4月	32.0	34.1	27.8	24.4	19.0	20.2	9
5月	23.8	24.1	26.0	19.2	26.4	16.7	10
6月	22.2	30.9	31.9	24.7	19.6	23.2	17
7月	27.7	34.3	28.9	25.7	25.9	19.0	9
8月	20.8	33.9	30.3	32.7	27.0	21.6	12
9月	21.4	28.6	29.4	25.0	23.0	24.2	14
10月	24.3	39.9	32.9	21.7	23.4	26.7	14
11月	24.8	34.0	25.8	25.8	18.5	16.0	13
12月	25.8	48.9	24.2	25.1	29.1	24.8	13
平成23年 1月	17.7	32.9	30.5	28.3	26.2	23.1	15
2月	13.8	30.4	29.3	32.2	25.8	23.1	10
3月	17.2	35.6	28.9	25.2	25.1	21.1	10
4月	17.7	28.7	29.3	24.3	21.7	11.5	3
5月	21.1	32.0	30.4	29.8	24.2	23.3	25
6月	23.8	28.9	33.8	25.2	24.1	17.7	16
7月	24.0	32.1	25.5	19.8	24.3	22.0	11
8月	20.2	31.5	28.9	21.8	17.3	17.1	16
9月	27.6	39.1	28.4	23.9	18.8	15.5	7
10月	16.6	32.6	31.1	24.9	20.4	20.2	8
11月	18.4	31.8	17.4	9.3	17.7	10.0	5
12月	15.3	32.7	24.7	23.0	16.5	30.0	3
平成24年 1月							-
2月							-
3月							-
4月							-
5月							-

(注) 1 裁判員裁判対象事件のうち、鑑定、追起訴、訴因変更、通訳及び弁護士辞任・解任を含まない否認事件を対象とした。

2 整理期日には、事実上の打合せも含む。

図表 2 7 公判前整理手続段階別の平均日数
【鑑定・追起訴等を含まない否認事件（審理日数 7 日以内）・審理期間別】



(注) 1 裁判員裁判対象事件のうち、鑑定、追起訴、訴因変更、通訳及び弁護士辞任・解任を含まない否認事件を対象とした。
2 整理期日には、事実上の打合せも含む。

○ 裁判員裁判の公判について

（「裁判員裁判実施状況の検証報告書」第3・第一審，2・公判(1)公判手続の概観～(3)審理，イ・証拠調べ」（同報告書15頁～18頁）より）

2 公判

(1) 公判手続の概観

裁判員裁判の公判手続の流れは、**図表28**のとおりである。基本的な手続の流れは裁判官裁判と異なる。公判審理の開始前に公判前整理手続が置かれているため、両当事者の準備が整っており、検察官、弁護人から冒頭陳述がなされ、それぞれのストーリーが明らかにされること、双方からの申請に基づき採用された証拠の取調べがなされることなど、手続全般にわたって両当事者が対等の立場で訴訟活動を行うことが手続上確保されている。

また、証拠調べの内容は、事件によって異なるが、できるだけ人証を中心とした口頭でのやりとりによって立証が進められることが必要である（口頭主義・直接主義）とされてきた。

公判手続は、原則として一度開始されると終局まで連日開廷で進められるのが通常である（継続審理）。ただし、公判審理に長期間を要する事件では、裁判員の生活上の都合、疲労の程度などを考慮し、週の何日間かを審理にあて、これを何週間か繰り返すという審理方式もとられることがある。

(2) 連日的開廷

ア 連日的開廷

図表29は、裁判官裁判と裁判員裁判の開廷状況の違いをみたものである。裁判官裁判時代は、実際の審理期間6.5月に平均して5.9回の審理が開かれていたので、平均開廷間隔は $6.5 \div (5.9 - 1) = 1.3$ か月であった。裁判員裁判では原則連日開廷であり、開廷間隔はゼロということになる。

イ 裁判員の負担

実審理期間は、第1回公判期日から判決までの期間である（土日等も含まれている）。平均は5.7日、最短は2日、最長は95日である。実審理期間は、当然のことながら自白事件と否認事件とでは大きな差があり、否認事件では自白事件の1.9倍の日数を要している。また、自白事件、否認事件とも年々長期化する傾向にあり、この3年間で自白事件は3.5日から4.7日（1.3倍）、否認事件では4.7日から9.9日（2.1倍）に増加した。

もっとも、このことは直ちに審理、評議の時間がそれだけ増大したことを意味するものではない。

図表30は、1件当たりの平均開廷時間及び平均評議時間の推移をみたものであるが、全体で922分から1,250分（1.36倍）に増加しているものの、自白事件では857分から881分（1.03倍）、否認事件でも1,178分から1,690分（1.43倍）の増加にとどまっている。

審理（開廷時間）と評議に分けてみると、開廷時間はむしろ横ばいないし減少しており、否認事件のみ若干（1.31倍）増加しているのに対し、評議の時間はいずれもかなり増加している。

審理日数が増加しているのに、開廷時間がさほど増加していないのは、1期日の審理時間が短縮しているためである。**図表31**は、1開廷当たりの平均開廷時間の推移をみたものである。これによると、開廷時間は229.1分（3.8時間）から198.6分（3.3時間）に短縮している。これは、裁判員の負担を考慮して、1日の開廷時間を短縮しているためではないかと思われる。

なお、公判日程に関し、裁判員の負担に配慮している例としては、選任手続期日と第1回公判期

日を別の日に指定する運用が広がっていることも挙げられる。**図表 3 2**はその状況を示したものである。制度施行当初は裁判員の拘束日数を軽減するため、選任手続を午前中で終え、午後から直ちに審理に入るといった方法が一般的であったが、その後裁判員に対するアンケート結果、あるいは裁判員経験者の意見交換会等の機会に、選任手続期日と公判期日とは別にした方が参加しやすいといった意見が相当数出され（**図表 3 3**，（注 3）），これを考慮した運用が次第に拡大してきている。特に、審理に長期間を要する否認事件では、平成 2 4 年にはほぼ半数近くの事件が選任手続期日と公判期日を別期日としている。

注 3 選任手続期日に出席する段階では、未だ裁判員となるかどうか不確定の状況にあるため、休業のための手配、周囲の了解など勤務その他の障害との調整を図りにくいという面があるという意見が述べられている。

(3) 審理

ア 冒頭陳述

検察官、弁護人の冒頭陳述は、公判前整理手続における争点と証拠の整理の到達点であり、その後の審理の骨格をなすものであるから、簡潔で明快なものでなければならない。しかし、現実には、両当事者が自身の主張を裏付けるためより多くの事実を盛り込もうとする余り、冗長で明快さに欠けるものが少なくない。

イ 証拠調べ

証拠調べの在り方は、検察官立証の構造とりわけ書証と人証との振り分けとこれに対する弁護人の意見（同意の有無）によって大きく異なってくる。制度施行に当たり、公判中心の直接主義、口頭主義を徹底した形での証拠調べが必要であることは共通認識となっていたが、制度施行後の運用をみると、検察官の書証への依存傾向が是正されず、弁護側も、事実関係を争わない限り、主要な事件関係者であっても、供述調書を同意するというこれまでのスタンスを大きく変えることはなかった。このような傾向に対する裁判所の問題意識も十分ではなかったことから、全体として書面による立証を中心とする旧来型の運用が主流となっていた実情が浮き彫りになってきた印象がある。それは、冒頭陳述が詳細化し、なるべく多くの捜査結果を公判に持ち込もうとする前述の傾向とも対応していると思われる。その後、裁判所は、こうした傾向に対する問題意識を持つに至り、できる限り人証を中心とした立証を行うように求めてきているが、特に自白事件については、立証に多大な負担を要するとする検察官と被害者を法廷に呼ぶことに消極的な弁護人の協力を得られないことも多く、未だ裁判員裁判にふさわしいとされた法廷中心の審理が実現できていないというのが現状である。

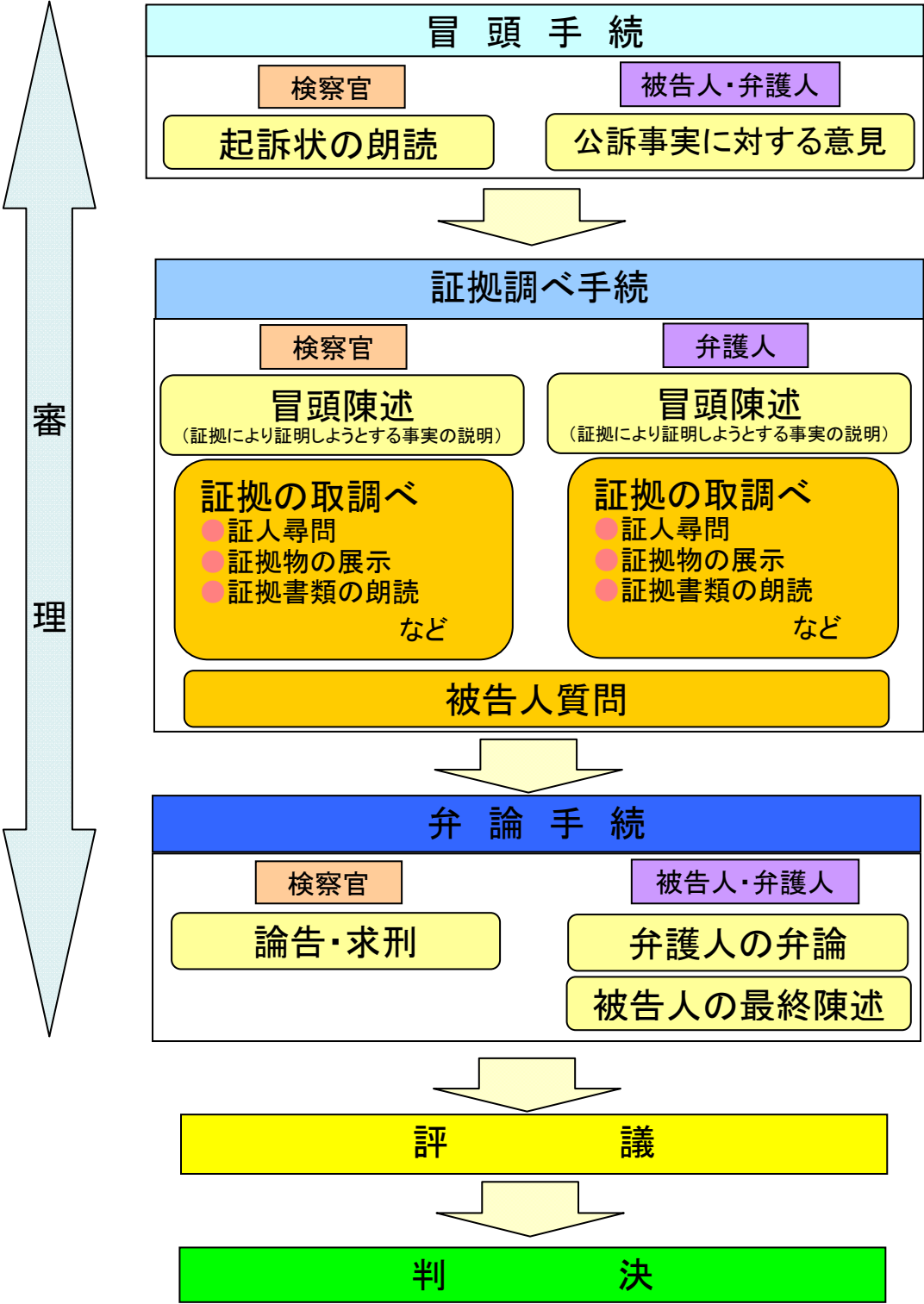
例えば、**図表 3 4**は、犯罪事実の立証のために取り調べられた検察官請求の証人につき、調査を開始した平成 2 3 年 1 月以降に終局した自白事件について、1 事件ごとの平均人数の月別推移をみたものである。平成 2 3 年当初の 0.2～0.3 人から、2 3 年 1 0 月以降は 0.4 人、2 4 年に入ると 0.5～0.8 人と増加しているが、1 件当たり 1 人にも満たない。また、同じ自白事件について、犯罪事実の立証のために検察官が請求した書証（被告人の供述調書を除く。）と証人、それぞれの取調べ時間の割合の月別推移をみたものが**図表 3 5**である。証人尋問の時間は平成 2 3 年 9 月までは概ね 2 割以下（6～25 分程度）であり、その後割合が上昇しているものの、2 4 年に入って以降も概ね 4 割以下（31～49 分程度）にとどまっている。また、全期間を通じ、書証の朗読に 1 時間以上を要

している。

平成23年当初から比べると人証のウェイトが高まる方向での変化がうかがわれたいではないが、自白事件における犯罪事実は、書証を中心とし、若干の人証と被告人質問によって立証されているのが現在の運用の実情といわざるを得ない。

図表36は、制度施行以来の平均取調べ証人数に関するデータである。否認事件では、当然のことながら検察官請求の相当数の人証を調べているが、その実態については今後より詳細な検討が必要になろう。

図表 2 8 裁判員裁判の公判手続の流れ



図表 29 平均審理期間、平均実審理期間、平均開廷回数及び平均開廷間隔の比較
(自白否認別)

		裁判官裁判 (平成15年 ～ 平成17年)	裁判員裁判				
			累計	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年 (5月末)
総数	判決人員	9,199	3,801	142	1,506	1,525	628
	平均審理期間(月)	8.4	8.5	5.0	8.3	8.9	8.8
	平均実審理期間(月)	6.5	0.2 (5.7)	0.1 (3.7)	0.2 (4.9)	0.2 (6.2)	0.2 (7.1)
	平均開廷回数(回)	5.9	4.0	3.3	3.8	4.1	4.5
	平均開廷間隔(月)	1.3					
自白	判決人員	6,132	2,310	114	970	885	341
	平均審理期間(月)	6.3	7.2	4.8	7.4	7.4	7.1
	平均実審理期間(月)	4.3	0.1 (4.3)	0.1 (3.5)	0.1 (4.0)	0.2 (4.5)	0.2 (4.7)
	平均開廷回数(回)	4.1	3.5	3.2	3.5	3.6	3.6
	平均開廷間隔(月)	1.4					
否認	判決人員	3,067	1,491	28	536	640	287
	平均審理期間(月)	12.8	10.4	5.6	9.8	10.9	10.9
	平均実審理期間(月)	10.8	0.3 (8.0)	0.2 (4.7)	0.2 (6.6)	0.3 (8.5)	0.3 (9.9)
	平均開廷回数(回)	9.4	4.9	3.7	4.4	4.9	5.5
	平均開廷間隔(月)	1.3					

- (注) 1 審理期間とは、起訴から終局までの期間であり、公判準備期間を含む。
2 実審理期間とは、第1回公判期日から終局までの期間であり、公判準備期間を含まない。
最長のものは95日であり、最短のものは2日である。
3 裁判員裁判の平均実審理期間の()は、日数の平均である。
4 裁判官裁判は、裁判員裁判対象罪名の事件のうち、有罪(一部無罪を含む。)及び無罪人員を基に算出した。
5 平成17年に終局した裁判員裁判対象罪名の事件のうち、公判前整理手続に付されたものはない。

図表 3 0 平均開廷時間と平均評議時間の推移（自白否認別）

		累計	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年 (5月末)
総数	判決件数	3,595	138	1,423	1,442	592
	平均開廷時間(分)	650.9 (54.8)	526.9 (57.1)	649.6 (56.4)	662.3 (54.2)	655.3 (52.4)
	平均評議時間(分)	536.4 (45.2)	395.4 (42.9)	502.0 (43.6)	559.7 (45.8)	595.1 (47.6)
	合計時間	1187.3	922.2	1151.6	1222.0	1250.4
自白	判決件数	2,155	110	905	818	322
	平均開廷時間(分)	503.3 (53.2)	482.5 (56.3)	540.3 (55.4)	492.0 (51.8)	434.9 (49.4)
	平均評議時間(分)	442.2 (46.8)	374.5 (43.7)	435.5 (44.6)	457.2 (48.2)	446.3 (50.6)
	合計時間	945.5	857.0	975.7	949.2	881.2
否認	判決件数	1,440	28	518	624	270
	平均開廷時間(分)	871.9 (56.3)	701.3 (59.5)	840.6 (57.6)	885.5 (56.1)	918.2 (54.3)
	平均評議時間(分)	677.3 (43.7)	477.3 (40.5)	618.2 (42.4)	694.2 (43.9)	772.4 (45.7)
	合計時間	1549.2	1178.6	1458.9	1579.7	1690.7

(注) () は、合計時間に占める割合(%)である。

図表 3 1 1 開廷当たりの平均開廷時間の推移（自白否認別）

		累計	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年 (5月末)
総数	判決件数	3,595	138	1,423	1,442	592
	平均開廷回数(回)	3.9	3.3	3.7	4.0	4.3
	1開廷当たりの 平均開廷時間(分)	224.4	229.1	240.6	220.8	198.6
自白	判決件数	2,155	110	905	818	322
	平均開廷回数(回)	3.4	3.2	3.4	3.4	3.5
	1開廷当たりの 平均開廷時間(分)	209.7	219.3	225.1	205.0	174.0
否認	判決件数	1,440	28	518	624	270
	平均開廷回数(回)	4.7	3.7	4.4	4.9	5.3
	1開廷当たりの 平均開廷時間(分)	235.6	259.7	247.2	227.1	213.5

(注) 平均開廷回数のうち、1 期日は判決宣告のみと仮定し、平均開廷回数から1 期日を差し引いた回数で平均開廷時間を除したものである。

図表３２ 選任手続期日と第１回公判期日の同日・別日の割合の推移（自白否認別）

		累計	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年 (5月末)
総数	判決人員	3,801	142	1,506	1,525	628
	同日の割合(%)	71.7	87.3	80.2	66.9	59.4
	別日の割合(%)	28.3	12.7	19.8	33.1	40.6
自白	判決人員	2,310	114	970	885	341
	同日の割合(%)	74.8	87.7	81.6	70.3	63.0
	別日の割合(%)	25.2	12.3	18.4	29.7	37.0
否認	判決人員	1,491	28	536	640	287
	同日の割合(%)	66.8	85.7	77.6	62.2	55.1
	別日の割合(%)	33.2	14.3	22.4	37.8	44.9

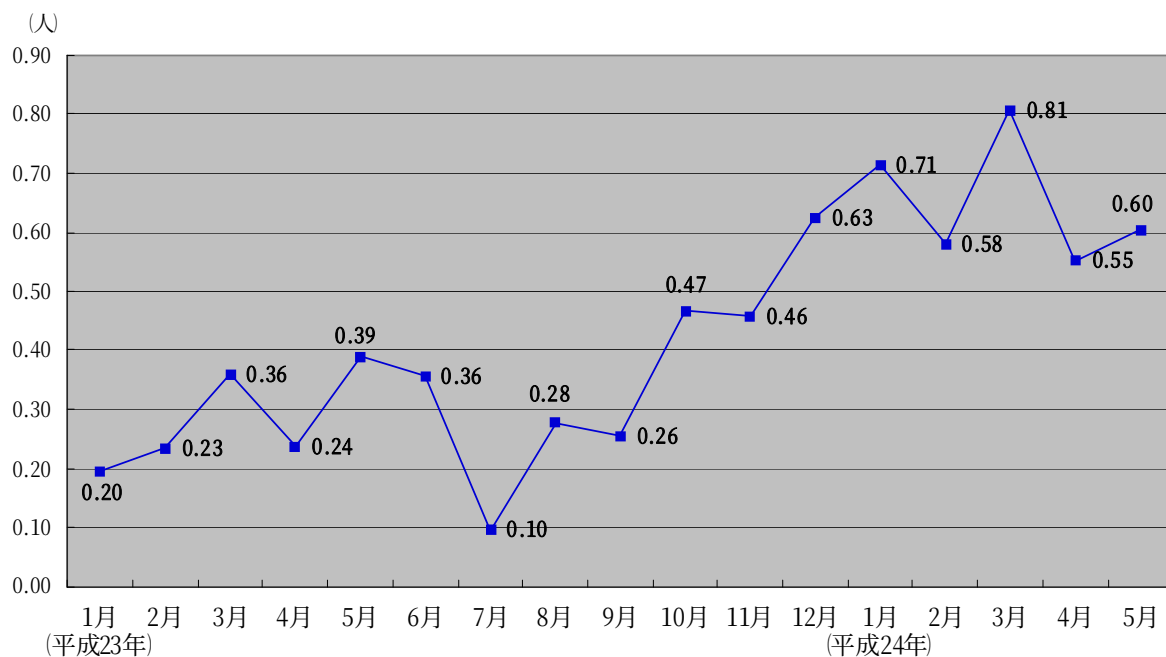
（注） 第１回公判期日は、選任手続後、最初の公判期日を基準とした。

図表３３ 選任手続期日と第１回公判期日の指定に関する裁判員経験者の意見・感想
制度施行～平成２４年５月末

	意見数		
	総数	同日であった者	別日であった者
総数	168	132	36
間隔があった方がよい（よかった）	102	72	30
午前選任・午後公判でもよい（よかった）	53	48	5
その他	13	12	1

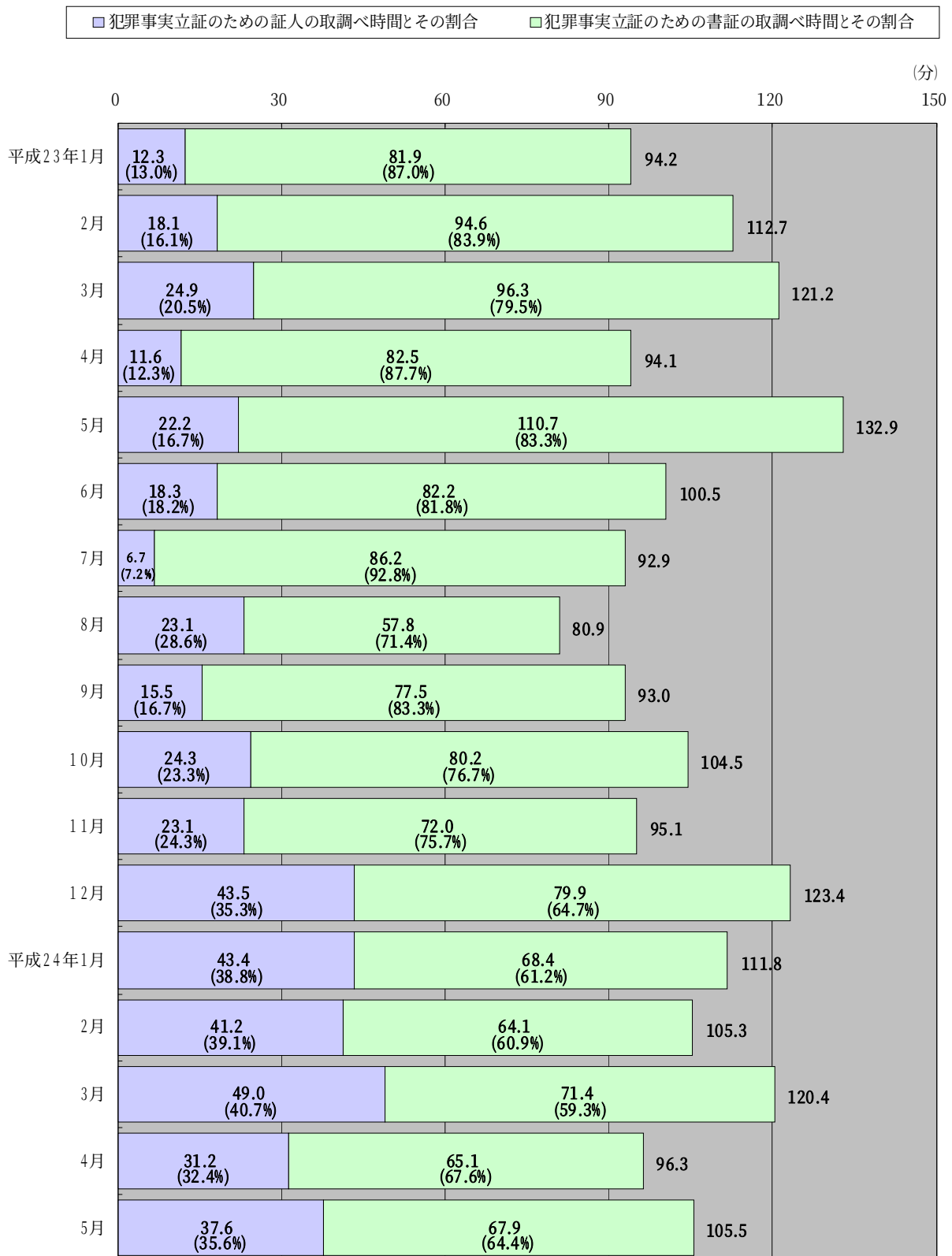
（注） 各庁において開催された95回の意見交換会の参加者592人を対象とした。

図表３４ 自白事件における犯罪事実立証のための平均取調べ証人数（検察官請求）



		判決件数	犯罪事実立証のための 取調べ証人数
平成23年	1月	51	10
	2月	77	18
	3月	75	27
	4月	38	9
	5月	54	21
	6月	73	26
	7月	74	7
	8月	36	10
	9月	90	23
	10月	75	35
	11月	70	32
	12月	81	50
平成24年	1月	50	35
	2月	76	44
	3月	81	63
	4月	59	32
	5月	60	35

図表3 5 自白事件における犯罪事実立証のための証人及び書証の取調べ時間とその割合
(検察官請求)



図表 3 6 平均取調べ証人数の推移（自白否認別）

		累計	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年 (5月末)
総数	判決件数	3,595	138	1,423	1,442	592
	取調べ証人実人数	2.3	1.6	2.1	2.3	2.9
	検察官請求証人数	1.3	0.7	1.1	1.3	2.0
	弁護人側請求証人数	1.2	1.1	1.3	1.2	1.3
自白	判決件数	2,155	110	905	818	322
	取調べ証人実人数	1.5	1.4	1.5	1.5	1.7
	検察官請求証人数	0.4	0.5	0.4	0.4	0.7
	弁護人側請求証人数	1.2	1.0	1.2	1.2	1.2
否認	判決件数	1,440	28	518	624	270
	取調べ証人実人数	3.5	2.4	3.3	3.4	4.4
	検察官請求証人数	2.6	1.2	2.3	2.5	3.4
	弁護人側請求証人数	1.3	1.3	1.3	1.2	1.4

（注） 双方請求の場合には、「検察官請求証人数」及び「弁護人側請求証人数」に重複して計上した。